

平成28年第2回
西多摩衛生組合議会定例会会議録

平成28年11月28日

西多摩衛生組合議会

平成28年第2回西多摩衛生組合議会定例会

1 日 時 平成28年11月28日(月)午後1時30分

2 場 所 西多摩衛生組合大会議室

3 出席者 正副管理者

管 理 者	並木 心	副管理者	浜中 啓一
副管理者	加藤 育男	副管理者	石塚幸右衛門

会計管理者	小林 宏子
監査委員	田村 桂一

出席議員

1 番 石川 修	2 番 小川 龍美	3 番 古宮 郁夫
4 番 工藤 浩司	5 番 山内公美子	6 番 山崎 勝
7 番 瀧島 愛夫	8 番 門間 淑子	9 番 鈴木 拓也
10 番 田村 昌巳	11 番 乙津 豊彦	12 番 池田 公三

欠席議員

な し

西多摩衛生組合

事 務 局 長	宮崎 長寿	施 設 長	島田 善道
総 務 課 長	奥富 清	財 務 担 当 主 幹	松澤 昭治
会計課(兼)フレッシュランド西多摩課長	石川 良仁	計 画 管 理 課 長	古谷 浩明
維持運転課長	中島 勲		

構成市町職員

青梅市環境部長	大谷 繁	福生市生活環境部長	北村 章
羽村市産業環境部長	橋本 昌	瑞穂町住民部長	横澤 和也

平成28年第2回西多摩衛生組合議会 定例会議事日程

平成28年11月28日(月)
午後1時30分 開議
西多摩衛生組合大会議室

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 一般質問
- 日程第4 認定第1号
平成27年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 承認第1号
専決処分の承認を求めることについて
(西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)
- 日程第6 承認第2号
専決処分の承認を求めることについて
(西多摩衛生組合一般職の職員の旅費に関する条例及び西多摩衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例)
- 日程第7 議案第6号
行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第8 議案第7号
西多摩衛生組合行政不服審査条例
- 日程第9 議案第8号
西多摩衛生組合非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第9号
西多摩衛生組合非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第10号
平成28年度西多摩衛生組合補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第11号
平成28年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更について
- 日程第13 議案第12号
東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村
公平委員会共同設置規約の変更について

午後1時30分 開会

○議長（田村昌巳） 皆さん、こんにちは。今日は、平成28年第2回西多摩衛生組合議会定例会の通知を申し上げましたところ、公私ともお忙しい中、全員の議員の出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

議員現在数12名、出席議員12名、よって、定数に達しておりますので、本日の議会は成立いたしました。

ただいまより、平成28年第2回西多摩衛生組合議会定例会を開会いたします。

この際、管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。並木心管理者。

○管理者（並木 心） それでは、議長のお許しをいただきまして、ごあいさつを申し上げます。

今日は、平成28年第2回西多摩衛生組合議会定例会を招集申し上げましたところ、大変お忙しい中にもかかわらず、全員の議員の皆さま方にご出席を賜り、開催できますことを厚く御礼申し上げます。

また、日頃より、当組合の運営につきまして、深いご理解とご協力を賜っておりますことを重ねて御礼申し上げる次第でございます。

さて、組合の事務事業の状況でございますが、構成市町からのごみ搬入量につきましては、平成28年10月末現在で、可燃ごみ、約3万7,500トンが搬入されております。

これは、前年同期との比較で、約300トン、0.8%の減少となっており、平成28年度末の年間搬入量では、前年度実績と比べ500トン減の6万2,900トンが搬入されるのではないかと見込んでおります。

また、多摩地域ごみ処理広域支援体制に基づきまして、昨年度に引き続き、今年度も実施しております、小金井市の可燃ごみ焼却処理委託につきましては、10月末現在で、約1,100トンを受け入れております。

広域支援の状況等の詳細につきましては、後ほど議員全員協議会でご報告をさせていただきます。

次に、フレッシュランド西多摩の運営状況であります。今年度の浴場施設利用者数につきましては、平成28年10月末現在で、約7万7,000人となっており、1日平均で申し上げますと、432人の方々にご利用をいただいております。

これは、前年度同期までの浴場施設利用者数と比較いたしますと、約1,400人、率にして2%増加している状況であります。

フレッシュランド西多摩につきましては、地域交流の拠点として、また、地域住民の憩いの場として、今後とも多くの皆様にご利用いただけるよう、さらなるサービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

なお、今次定例議会には、決算認定案件1件、専決処分の承認案件2件、条例案件4件、予算案件1件、分賦金の変更案件1件、規約変更案件1件、合わせて10件の議案をご提案申し上げます。

いずれも、重要な案件でありますので、よろしくご審議の上、ご認定、ご承認、ご決定をいただきますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（田村昌巳） 以上で管理者の発言は終わりました。

これより議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元にご配布いたしましたとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、議会会議規則第 53 条の規定により、議長において指名をいたします。

7 番 瀧島 愛夫 議員

8 番 門間 淑子 議員

以上、2 名を指名いたします。

この際、諸報告事項がございますので、事務局長より報告いたします。宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎長寿） それでは、諸報告をさせていただきます。

初めに、本定例会の招集通知につきましては、平成 28 年 11 月 21 日付、西衛発第 503 号で、平成 28 年第 2 回西多摩衛生組合議会定例会を招集した旨、管理者より議長あてに通知があり、これを受理してございます。

次に、本定例会の会期でございますが、提出案件の件数、また、その内容等を考慮いたしまして、本日 1 日限りとしてお諮りすることとさせていただきますので、よろしくお願ひします。

次に、日程でございますが、既にお手元にご配布しておりますとおりの議事日程で進めさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、議事運営でございますが、一括議題につきましては、日程第 11、議案第 10 号、平成 28 年度西多摩衛生組合補正予算（第 1 号）と、日程第 12、議案第 11 号、平成 28 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての 2 件につきましては、関連がございますので、一括してご審議を願うこととさせていただきますので、よろしくお願ひします。

最後になりますが、本定例会における議事説明員として、正副管理者、代表監査委員、会計管理者及び事務局長以下事務局職員が出席しておりますことを、ご報告申し上げます。

○議長（田村昌巳） 以上で報告は終わりました。

なお、本日の議事運営につきましては、ただいま報告いたしましたとおりの進めましますので、よろしくお願ひを申し上げます。

次に、日程第 2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

今次、定例会の会期については、11 月 28 日、1 日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村昌巳） ご異議なしと認めます。よって、会期については、本日 1 日限りとすることに決定をいたしました。

次に、日程第 3、一般質問を行います。

通告がありますので、発言を許します。8 番、門間淑子議員。

○8 番（門間 淑子） 通告に従いまして、昭島市からの西多摩衛生組合加入要請に関わる課題について、一般質問を行います。

本年 1 月 28 日、昭島市から西多摩衛生組合への可燃ごみ加入要請がなされてから、疑問や困惑、不安が広がっています。予想される昭島市の可燃ごみ量は、羽村市と福生市のごみ量の合計に匹敵するほどの量であり、期間を限定した受入れではなく、永続的な共同処理になることから、西多摩衛生組合が固定化されるのではないかと懸念の声もあります。

昭島市の清掃センターは、平成 6 年から 7 年にかけて建設され、20 年が経過していることから、昭島市では平成 25 年度に、平成 36 年度までの延命化を図るための精密機能検査を行っています。検査結果

の報告書には、今後 10 年以上使用する場合に必要な修繕箇所、修繕方法が示されています。平成 32 年度までの修繕整備は、既に行っていますので、西多摩衛生組合が行ったように、施設を長持ちさせるための改修を行えば、まだまだ十分に使用可能であることを、この報告書は示していると考えます。事実、平成 28 年 3 月に策定された第 4 次昭島市一般廃棄物処理基本計画は、28 年度から 37 年度を計画年度としていますが、清掃センターの使用を前提として作成されているのです。

一方、昭島市と立川市との境界地区に、立川市の市清掃工場の建設が計画されています。東京都ごみ処理広域化計画の中で定められている地域の設定では、昭島市と立川市は第 1 ブロックに指定され、共同処理しやすい地区環境にあるにもかかわらず、昭島市はわざわざ西多摩衛生組合に加入要請していて、昭島市の努力が不透明だと言わざるを得ません。このような課題が明らかにならないまま共同処理が決定するようなことがあってはならないと、私は考えています。

さて、2 月 5 日に開催された構成市町長会議では、加入について前向きに検討するとしました。協議の判断要件とするため、衛生組合に対し、3 項目の調査検討を依頼し、そのうちの 1 項目、可燃ごみの処理量増加に伴う技術的措置対応に関することの検討結果について、5 月 30 日、組合議会に対し説明がありましたが、十分に納得できるものとは言えません。提出された資料に基づき、以下、質問していきます。

1、昭島市加入によるごみ量増加に伴う技術的措置対応に関する検討結果についてですが、(1) ごみ搬入車両の大幅増加が予想されます。周辺学校への登下校、リサイクルセンターへの出入り、周辺環境への影響に対し心配する声が上がっています。どのような対応を考えているか質問します。

(2) 新年のごみ回収の開始は、ごみ量、搬入車両ともに、大幅な増加が予想されます。対応策について、質問します。

(3) 資料では、昭島市の加入後、排出ガス量は増加し、ダイオキシン、硫黄酸化物、窒素酸化物等、増加の予測となっています。環境の悪化はあると考えますが、管理者の見解を伺います。

(4) 現在の焼却残さのトン数はどれほどでしょうか。昭島市の可燃ごみが加入した場合、何トン増加しますか。

(5) 焼却残さの搬出車両数は、現在、何台でしょうか。加入後は何台の増加になりますか。

(6) 資料には、ごみ搬入量の増加により、購入電力の削減が図られ、地球温暖化に貢献すると結論していますが、ごみを増やせば電気が増えるという安易な結論であり、構成市町長がこれまで取り組んできた分別・減量・資源化への努力に相反するものではないでしょうか。

2、構成市町長会議では、周辺住民の意見集約に関する調査についても依頼しています。調査の現状について質問します。

(1) いつ、どのような方法でなされましたか。

(2) 調査結果は、どのように公表されるのですか。

(3) 町内会などの組織に入会していない周辺住民の皆さんには情報が届いていません。この方々の意見集約は、どのようになされるのですか。

3、今後の調査内容はどのようなものですか。また、それはどのように進めるのでしょうか。

1 回目の質問です。

○議 長(田村昌巳) 並木心管理者。

○管理者(並木 心) 8 番、門間淑子議員のご質問。「昭島市からの西多摩衛生組合への加入要請に関する課題について」に、お答えをいたします。

初めに1点目、「昭島市加入によるごみ量増加に伴う技術的措置対応に関する検討結果について」のお尋ねのうち、(1)及び(2)の「ごみ量・搬入車両の増加に伴う対応策」については、関連がありますので、あわせてお答えいたします。

ごみ量・搬入車両の増加への対応策といたしましては、常時、ごみピットの適正管理を徹底するとともに、搬入車両が多いときには、受入れ時間の延長や監視員を配置し、車両を組合構内の外周道路に誘導することで、場外での渋滞を防止いたします。

また、臭気対策では、プラットホーム出入り口のエアーカーテンの強化を図るなど、技術的措置対応を行うことで、周辺等に与える影響はないと判断したところであります。

次に、(3)の「排ガス等への影響に係る見解」についてですが、羽村・瑞穂両協議会と締結しております公害防止協定では、日量320トン焼却した場合における有害物質の上限を協定規制値として定めております。このごみ焼却量増加に伴い、排ガス量も増加いたしますが、1日の最大処理量を320トン以内とする公害防止協定を守りながら、全量処理することができるため、ダイオキシン類などの有害物質についても、現在と同様の出現範囲となり、協定規制値を遵守した操業が可能であると判断しております。

次に、(4)及び(5)の「焼却残さの発生量、搬出台数の現状及び影響」については、関連がありますので、あわせてお答えいたします。

平成27年度に環境センターから発生した焼却灰の搬出量及び搬出台数の実績は5,402トン、743台であります。昭島市の可燃ごみを焼却した場合における焼却灰の搬出量、及び搬出台数の予測では、焼却灰は2,185トン、256台増加すると見込んでおります。

次に、(6)の「地球温暖化防止と、構成市町のごみ減量等の施策との関係性」についてですが、昭島市の可燃ごみを受け入れた場合、当組合では環境センターの自家用発電量の増加に伴い、購入電力の削減が図られることとなります。この結果として、火力発電所が排出する温室効果ガスの削減につながることを技術的な側面から評価したものであり、分別・減量・資源化を推進することは、清掃行政の基本施策であると考えております。

次に、2点目、「周辺住民の意見集約に関する調査について」のお尋ねのうち、(1)の「時期、方法」についてですが、可燃ごみの処理量増加に伴う技術的措置対応に関する検討結果をもとに、6月23日に羽村・瑞穂両協議会の役員を対象とした説明会及び意見交換会を実施し、昭島市からの西多摩衛生組合への加入依頼に関する情報提供を行いました。

その際、かねてから、両協議会へ説明してまいりました長寿命化計画に伴う組合の今後の方向性に対するご意見もあわせて、羽村・瑞穂両協議会を窓口として、周辺住民である協議会・会員からの意見を収集していただくようお願いしたところであります。

当組合といたしましても、年内を目途に両協議会と調整を図り、いただいたご意見を項目ごとに分類・整理し、集約していきたいと考えております。

次に、(2)の「調査結果の公表等」についてですが、意見集約を含む構成市町から依頼のあった調査・検討項目の結果については、正副管理者会議等で確認し、構成市町に回答するとともに、組合議会に対しても、報告してまいります。

次に、(3)の「情報が届いていない周辺住民の意見集約」についてですが、施設運営等に関する協議については、かねてより公害防止協定を締結しております羽村・瑞穂両協議会を窓口として行っており、今回の調査も、両協議会を対象にご意見を伺い、構成市町へ回答することで、十分目的を果たせる

ものと認識しております。

なお、周辺住民への情報提供については、組合ホームページへの情報掲載や、広報紙「にしたまエコにゆうす」を協議会地域へ全戸配布することで、町内会などへ未加入の方も含めて、情報共有を図ってまいります。

次に、3点目、「今後の調査内容は何か、また、どのように進められるのか。」についてですが、構成市町から依頼のあった3つの調査・検討項目のほか、当組合で行う調査はありません。

以上で答弁を終わります。

○議長（田村昌巳） 8番議員、再質問はございますか。8番、門間淑子議員。

○8番（門間淑子） 時間内、再質問をしていきます。

最初の方の技術的措置対応に関する分野でお聞きしていきます。ここ、先ほどのお答えですと、日量のごみの量が増えても、技術的に排ガス等が大きく上限することはないというようなお話でしたが、しかし、いただいた資料の中では、車の数が70台から90台に増えるということもありますし、今ですね、お答えいただいた中に、搬出車両、焼却残さの搬出車両が256台も増えるというふうになっています。しかも、渋滞する場合には、衛生組合の中で調整するのだということで、周辺は渋滞しないということですが、そうしたさまざまな作業の中で、排気ガスが増えるのではないかとという質問が実際にあるわけで、今、この焼却残さの搬出量256台というのは初めて聞いたわけですが、この排出ガスを重ねていった場合も、絶対問題がない、どのくらいの数値になるのかというのことは計算されていますか。

○議長（田村昌巳） 古谷計画管理課長。

○計画管理課長（古谷浩明） 現在の門間議員の質問の256台が増えた場合の計算なのでありますが、現在は昭島市の搬入量のみを計算していて、現在のところは計算をしておりません。

○議長（田村昌巳） 8番、門間淑子議員。

○8番（門間淑子） そうしますと、従来の計算値に加えて、今後この分が計算される必要があるというふうに思いますけれども、それはいつごろ出されますか。その来てからこうでしたということではなく、計画数値としては計算できると思うのですが、それを出していただきたいと思うのですが、それはいつごろ出ますか。

○議長（田村昌巳） 古谷計画管理課長。

○計画管理課長（古谷浩明） 焼却灰の搬出車両等を確定しておりますので、計算しようと思えばすぐ出ますので、今ではないですが、近日中にはすぐ出ると思います。

○議長（田村昌巳） 8番、門間淑子議員。

○8番（門間淑子） そうしますと、この5月30日にいただいた資料では、昭島市から来る車の量だけが、ここに載っているわけですが、実際は西多摩衛生組合から出ていく車の数も入れなければ、周辺全体の環境としての数値にはならないというふうに思うのですが、それについて、やはり訂正が必要だと思うのですが、どういうふうにお考えになりますか。

○議長（田村昌巳） 古谷計画管理課長。

○計画管理課長（古谷浩明） 焼却灰の搬出については、一日最大4台の搬出になっておりますので、それほど大きな影響はないというふうに判断しております。数値的には後ほど出ると思います。

以上です。

○議長（田村昌巳） 8番、門間淑子議員。

○8番（門間淑子） そうすると、その日の出町の方に行く車両としては、一日4台ぐらいだと。現在、

大丈夫だということですが、特に正月のところでは、正月のごみが増えるのではないかといったところでは、この中を使って、それから受入れ時間を長くして、こともありましたね。処理していくから大丈夫だということでしたけれども、そうすると、さらに車の量は、車の滞留というのですか、滞在というのですか、増えてくるのではないかと思うのですけれども、その当たりについて、もう少しわかりやすく説明していただきたいと思います。どういうふうな形で排気ガスが増えないようにやっていくおつもりなのか。

○議長（田村昌巳） 古谷計画管理課長。

○計画管理課長（古谷浩明） 現在、構成市町の収集車両につきましては、最大で15台程度並んでおります。また、現在のルートだと、搬入口から25台まで車両を並べさせることができるというふうに判断しております。また、昭島市の情報を聞いたところ、昭島市の渋滞の状況は、大体6台程度だということなので、収集車両が並ぶことについては、問題ないというふうに判断をしております。

また、年始につきましては、最悪の場合、工場棟の周辺を合計で37台ほど待機できますので、そこを使えば外には渋滞をしないというふうに判断をしております。

以上です。

○議長（田村昌巳） 8番、門間淑子議員。

○8番（門間淑子） そうしますと、この問題は前にもお話したことがありますけれども、西多摩衛生組合の機能は優れていますから、きちんとした整備もやっていますので、許容量の範囲の中で配置したごみがか焼却されたとしても、大きな排出基準と言いますかね、悪化は出るというふうには思っておりませんが、ただ、従来ですと、昭和39年からここでごみ焼却が続いてきて、ここで50年になるのですか、53、54年になるわけですけれども、そうした中で、今回その昭島市がここに一部事務組合として入ってきた場合に、さらにこの西多摩衛生組合のこの焼却施設が、ここでずっと永続的に進んでいくのではないかと心配があります。

昭島市の場合には、今回、西多摩衛生組合に加入してきた要因が、その内部事情というのが、まだまだちょっと明らかになっていないところがありますけれども、そういうような心配に対して、今後どのような対応をしていくつもりなのか、伺います。

○議長（田村昌巳） 島田施設長。

○施設長（島田善道） 長期に渡りここへ固定化されるのかというご指摘だと思いますが、現在、西多摩衛生組合は施設の長寿命化計画を作成いたしまして、平成50年度まで、要するに施設の稼働をしていくというような目標をしております。当然、今のご指摘も我々も考えておまして、80年ぐらいに50年までいくと施設稼働になりますけれども、そういう面で、長寿命化計画の中では、平成50年の10年前、平成40年度には、今後のごみ焼却施設について、どのように対応していこうかというふうなことの協議を開始するという事になってございます。これはもう今の長寿命化計画の中で、そういうふうになってございますので、我々としては、平成40年度ごろ、周辺住民でいきますと、羽村・瑞穂両協議会が対象となりますけれども、その協議会と今後の対応策を開始していくということでありまして、現在ずっと固定化をすとか、そういうふうな考えはございません。

○議長（田村昌巳） 8番、門間淑子議員。

○8番（門間淑子） 西多摩衛生組合、この施設も非常に大きなお金をかけてつくって、当初、ストーカ炉であったときの焼却環境、非常に大変な焼却環境だったものが、こういうふうな形、クリーンセンターになって、周辺の環境がきれいになってきたと、改善されてきたということは、当然評価もしてい

ます。なおかつ、こうした施設を長く使っていこうということで、さまざまな手当をしてきたということも評価しているわけです。しかしながら、昭島市の場合には、長寿命化計画とかですね、そういうものは使わないで、つくらないで、安易に西多摩衛生組合に参加しようというような姿勢が感じられるわけです。そのことについての西多摩衛生組合の管理者としてのご発言は無理でしょうから、少なくとも、さまざまな多摩地域のごみ協議会というのがありますよね。いろいろな質問の中で、そのとき、その地域がどうなったのか、そのごみはどうなのかという情報管理をしているのだというようなお話がありました。そうした中で、この多摩地域の中でのこのごみの焼却炉のずっと見てみますと、かなり長くがんばってきたというところもあるわけですが、昭島市の場合には20数年で終わろうとしているということに対して、どう考えるか、西多摩衛生組合としてはどのように、この多摩地域のごみ行政の中で、そういうことになっているわけですが、どう考えるのかをお聞きます。

○議長（田村昌巳） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎長寿） 多摩地区、清掃工場幾つかあるわけなのですが、私どもでよその焼却施設について、どういうふうにか考えるかというようなことは、特にこの場で言うことではないと考えています。それぞれ諸事情がある中で運営していることと考えております。

○議長（田村昌巳） 8番、門間淑子議員。

○8番（門間淑子） それぞれ諸事情のある中で運営して、こちらに来るとい話が今出ているわけですから、ここは話せるとこ、ここは話せないとかっていうことでは、この問題は解決しないのだろうというふうに思います。やはり何々こうなのかということが明らかにならない限り、それはやはりどこで決まっていくのかも含めて非常に不透明だというふうに思います。

いただいた資料の中から、ごみ量と電力との関係ですけれども、この資料の中には、今回、昭島市から大きなごみが入ってくれば、この西多摩衛生組合の中で使う電気が使えるようになるから、地球温暖化に貢献するのだというような言い方がされているわけですが、私はやはりこれは違うだろうというふうに思うのです。本当に地球温暖化に貢献するのであれば、焼却行為そのものに、やはりこうひとつは関わらざるを得なくなるわけで、そういう考え方では、ごみ量が増えるから電気がたくさん発電できるから、プラス要因なのだという考え方、やはりちょっと納得しかねるわけですが、そのことについて、各自自治体では分別、減量、資源化、それは多摩地域広域処理基本計画の中でも図られているわけで、温暖化に貢献ということを前面に出すと、そういったものともそごするのではないかと思うのですけれども、お考えをお聞きます。

○議長（田村昌巳） 中島維持運転課長。

○維持運転課長（中島 勲） ただいまの門間議員からのご質問に対して回答させていただきます。

まず、西多摩衛生組合でございますが、東京都の環境確保条例に定められます特定地球温暖化対策事業所ということで、そういった施設に該当しております。したがって、西多摩衛生組合の事業より発生をいたします温室効果ガスについての報告書の作成や削減義務、これがそもそも西多摩衛生組合には課せられておるところでございます。したがって、ごみ量の今回までの増加に関係なく、常に温室効果ガスの発生抑制、西多摩衛生組合はやっていかななくてはならないところでございます。

地球温暖化防止の具体的な対策といたしましては、これまでとおり、省エネルギーの推進や、あるいは発電の高効率化などを進めていくというところでございます。今回の技術的な検討結果につきましては、先ほど管理者の答弁にもあったとおり、ごみ量の増加に伴います検討を技術的側面から完全に行ったもので、発電量が増加をいたしますので、それに伴って購入電力が削減する、それに伴って火力発電

所からの温室効果ガスが減少できるということをデータに基づいて検証した結果でございます。したがって、今回のですね、それを前面に出すということではなくて、あくまでも技術的な側面から、そういう結果が得られるということをご提示したということでございます。

○議長（田村昌巳） 並木心管理者。

○管理者（並木 心） 今、説明があったとおりでございます。昭島市のごみを受け入れることによって、それがどうなるという、その条件にこのことを使っている考え、全くございません。結果として受け入れたときには、これを今言ったような義務がありますので、そこで有効活用していくと、こういう意味でございますので、受入れ条件とか、こういうふうにして、我々にとって大変有利な条件になると、そういう前提条件に使っているものではありませんので、ご了解いただきたいと思っております。

○議長（田村昌巳） 8番、門間淑子議員。

○8番（門間淑子） それともう一つ、この環境悪化に関するところで、現在の規制値を守るから大丈夫だというお話がありました。しかしこのいただいた資料を見ますと、やはりそれぞれ排ガスでも、それからダイオキシンでも、それからさまざまな有害物質のところでもふえていることは事実なわけです。それが悪化ではないというのはなぜなのかお聞きします。

○議長（田村昌巳） 島田施設長。

○施設長（島田善道） 施設の安全性に関わることでございますので、これまでの経過を含めた形でちょっとご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、清掃施設の安全性を立証する方法といたしましては、いわゆる環境影響評価制度、環境アセスがございます。当施設の場合は、一日3炉で日量480トンの処理を年間365日稼働いたしまして、排ガス量は年間、約12億7,000立米、この条件で環境アセスを実施いたしました。結果といたしましては、現在の公害防止協定値となっている排ガス濃度ですね、有害物質を排出しても、周辺環境に与える影響はないという判断で、法的に得たため環境センターが建設をされております。まず、施設の安全性の面からは、このことが基本にあるということをご理解をいただきたいと思っております。

次に、組合といたしましては、法的に認定されたからといって、そういう理由だけで施設の稼働をしてございません。羽村・瑞穂両協議会との協議によりまして、公害防止協定において焼却量を480トンから320トン、排ガスについてもアセス時の搬出量に対しまして約45%減、年間7億1,000万立米と、こういった制限をかけまして、さらなる安全性を確保しているところでございます。

次に、施設運営につきましては、ごみの焼却におけますごみ攪拌の充実や点検整備の充実を図りまして、バグフィルター等における新技術の導入を積極的に行い、施設稼働をしてございます。これらの対応で平成10年から27年度までの有害物質の測定結果を検証いたしますと、組合では平成14年から16年の3年間に、約8万トン近い焼却実績がございます。そのときの環境測定結果を検証いたしましても、公害防止協定を大幅に下回った結果というふうになってございます。現在は、当時より10年以上が過ぎてございます。現在、基幹的設備改良工事も終了する中で、環境センターの施設性能も、現在建設をしている新しい施設と比較いたしましても、遜色のない施設となっているところでございます。また、環境測定結果につきましても、法規制値はもとより公害防止協定値を10分の1から100分の1のレベルで下回りまして、多少の増減を繰り返しながら推移をしてございます。問題は現在のレベルなのですが、これは我々も国や都の専門官が定期的に訪れて検証をしております。その検証の結果の現在のレベルは、特段、周辺環境に影響を与えるレベルではないと、こういった結果を得ていることでございます。

こういった今までの対応に加えまして、管理者からもご答弁ありましたように、ごみ量が増加した場

合でも、年間8万8,000 トンを想定しております。日量にしますと260 トンになります。現在より排ガス量は増加いたしますが、公害防止協定で定められている日量320 トン以内の焼却量であります。排ガス量の増加も公害防止協定値の範囲の増加となっております。これらのことから、有害物質の排出量も現在と同様の出現範囲になると想定をしておりますことから、周辺環境には影響はないと、こういった技術的な検証を行ったところでございます。

以上です。

○議長（田村昌巳） 8番、門間淑子議員。

○8番（門間淑子） 時間があまりなくなってきましたので、最後の方ちょっとお聞きしますね。周辺の住民の意向調査についてですけれども、西多摩衛生組合の方では、二つの協議会を対象として意向調査を行ったということですが、この中でも全体的にまだ意見といいますか、情報が届いていない方もいらっしゃるし、何よりも協議会に入っていない方たちもたくさんいらっしゃって、そういうところからもいろいろ心配の声とかですね、疑問の声もお聞きしているところですよ。

先ほど管理者のお答えでは、ホームページにゆうすを配布するのだということでした。前回、3月にしたまエコにゆうすが3月に配布されましたけれども、そのときに昭島市から可燃ごみの共同処理についての依頼がありましたというのが、非常にこう簡単に書いてあるわけです。それ以降について、西多摩衛生組合の方から何らかの情報提供が地域全体になされたわけではないと私は思います。今のお話ですと、この意見集約に関しては、協議会に入っていない方は、対象とならないというふうに聞こえたのですけれども、そういうような住民の定義になっているのでしょうか。周辺住民の定義は、そういうことなのでしょう。

○議長（田村昌巳） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎長寿） 周辺住民の意見集約につきましては、私ども構成市町の方から依頼されて現在、調査を行っているところでございます。その中で、私ども周辺住民の方が、どの方が協議会に加入しているかどうかというのは、私どもでは把握しておりません。そのため、構成市町から現在の調査案件につきましては、公害防止協定を結んでいる協議会に意見を伺うことで、今回の構成市町からの調査は回答できるものと理解しているところでございます。

○議長（田村昌巳） 8番、門間淑子議員。

○8番（門間淑子） 管理者にお聞きします。二つの協議会といろいろ話をして技術的な、ずっと長いことお話されてきているわけですから、当然そこ住民の代表の方たちとお話するのは、とても大切なことですが、そこに入っていない方たちもたくさんいらっしゃいます。その方たちは、周辺に住んでいる住民の皆さんで、なおかつ納税者で、なおかつ何らかの事務変更があった場合、例えば有料化するとか、資源化するとか、分別するとかいった場合には、同じように責任を負うわけです。こういう方たちに対して、やはりもう少し丁寧な情報提供、あるいは意見を求める方法はあつて当然だと思うのですが、そのことについて、住民の定義も含めてお聞きしたいと思います。

○議長（田村昌巳） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎長寿） 先ほど答弁させていただきましたが、今回の調査につきましては、あくまでも構成市町から事前に周辺住民の方がどのような意向をお持ちになっているか調査を依頼されたところでございます。私ども先ほど申しましたが、公害防止協定を結んでおります周辺の協議会の方の方々にお願いして、今現在、意見収集を行っているところでございます。

議員がおっしゃるとおり、当然、協議会に入っていない周辺にお住まいの方も税金納めております。

ごみ処理についても、いろいろ意見があるかもしれないことはわかります。それは私どもに言うよりも、当然ながらそれぞれの自治体の中で、そういうことは決定されていくので、そちらにご意見等は聞いていただくような形にはなるかと思えます。私どもあくまでも構成市町の方から調査依頼をいただいて、周辺の方々・協議会の方々が、この件に関してご意見を持っているかと、事前に調査させていただいているところでございます。

○議長（田村昌巳） 8番、門間淑子議員。

○8番（門間淑子） そうしますと、周辺住民の皆さんのご意見をお聞きするのは構成市町ということですか。今の話ちょっと変ですよ。意見集約は二つの協議会にお願いしたと。ほかのところは構成市町でやれて言っているように聞こえますけれども、そうなのですか。そうではないのではないですか。情報提供っていうのは、やはり西多摩衛生組合、だつてにしたまエコにゆうすに書いているのですから。きちっとやっていくべきではないのでしょうか。

○議長（田村昌巳） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎長寿） 今、答えさせていただいたのは、あくまでも今回の調査に対して、構成市町から求められているのは、両協議会が、昭島市の件に関してどのような意向をお持ちか、ということ进行调查依頼されたものであると、私どもは認識しているので、両協議会の皆様、会員の皆様の意見を現在、収集しているということで、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（田村昌巳） 一般質問の時間が残り少なくなりましたので、あと5分、4分強になりますので、よろしく願います。8番、門間淑子議員。

○8番（門間淑子） そうしますと、ホームページやにゆうすでお知らせをすると。回答は整理して、年内に整理して公表すると。それはどこの範囲に公表していくのか。例えばエコにゆうすのようなもので、どこどこでどうやったということ、詳細で公表するのかどうか。そのことについてだけちょっとお聞きします。

○議長（田村昌巳） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎長寿） 今回の3項目につきましては、先ほどから申したとおり、あくまでも構成市町から調査依頼を受けたものでございます。それらにつきましては、構成市町の方に、私どもとしては手続きを踏んだ上で回答させていただきたいと思えます。管理者の方からご答弁させていただいたとおり、その過程で組合議会にも説明はさせていただきたいと考えております。（「時間がないので、いいです。」と門間議員の声あり）

○議長（田村昌巳） ほかになければ、以上で質疑を終わります。

以上で一般質問を終わります。

これより議案審議に入りますが、議会会議規則により質疑は同一議員につき同一議案については3回までとなっておりますので、よろしく願いをいたします。

9番、鈴木拓也議員。

○9番（鈴木拓也） 今のところ確認させて欲しいのですけれども、同一議員、同一議案3回というふうに聞こえたのですね。それですと、決算の認定で3回で終わってしまうので、同一項目3回ということなのではないかと。ちょっと確認をさせてください。

○議長（田村昌巳） 議案だからという形だそうです。9番、鈴木拓也議員。

○9番（鈴木拓也） ちょっと見解によってわからないのですけれども、1、2、3、4、5、6、7、8、9、10個用意しているのです。それをこうやって何と言うか、一括方式でかえってやりにくいので、

例えば、できたら全部やるかわかりませんが、3つずつ3回やって、例えば合計3かける何回できるというふうにしていただかないと、お金もらって仕事している私としては、十分にそれを果たせないと困るのですけれども。お願いします。

○議長（田村昌巳） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎長寿） 前に議会の先例の中に進めさせていただいている事項なのですが、同一議案に3回というふうな形で。ただ1回の質問で、例えば3回質問した場合には、それについて3回ということなので、9回の質問というような形の中で、今までは処理させていただいているところでございます。

（「了解しました。」と鈴木議員の声あり）

○議長（田村昌巳） 要するに、鈴木拓也議員が10問質問すると30回のということでもいいのですかね。答弁ができるということでもいいですか。（「はい。」と宮崎事務局長の声あり）そのとおりでもいいですか。そのことで理解していただいて。（「了解しました。」と鈴木拓也議員の声あり）

それでは、日程第4、認定第1号、平成27年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（並木 心） それでは、認定第1号、平成27年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての件につきまして、ご説明申し上げます。

平成27年度のごみ搬入量につきましては、実績を申し上げますと、構成市町からのごみ搬入量は約6万3,400トンで、平成26年度と比較いたしますと、約400トンの0.6%の微増となっております。

一方、多摩地域ごみ処理広域支援体制に基づき実施いたしました、小金井市の可燃ごみの受入量は、約1,900トンで、これは、平成26年度の広域支援受託量と比較し、約560トン、23%の減量となっております。この結果、構成市町分と広域支援分を合わせた総搬入量は、前年度とほぼ横ばいの6万5,300トンでありました。

次に、環境センターの施設維持整備事業であります。平成27年度におきましても、工事縮小化計画に基づき、これまでの施設維持水準を保ちながら、経常的経費の節減に努めたところであります。

主な工事内容といたしましては、環境負荷低減のための重要施設であります1号、及び3号焼却炉のバグフィルター交換工事を実施しております。

また、平成27年度には、環境センターの長寿命化計画に基づき、4か年度で実施する、第1期基幹的設備改良工事の3年目に当たり、1号焼却炉の排ガス処理設備改良工事を実施いたしました。

この基幹的設備改良工事に伴う財源につきましては、国の循環型社会形成推進交付金を活用しておりますが、平成28年度に交付予定されていた国庫補助金の一部が、平成27年度に前倒しして交付されたことから、平成27年度事業の特定財源に充当し、組合債の借入れを減額するなど、財源の調整を図ったところであります。

なお、震災以降実施しております、夏季の節電対策につきましても、徹底した運転管理を行い、引き続き、電気購入量の削減に努めたところであります。

次に、フレッシュランド西多摩の運営状況であります。昨年11月議会で報告いたしましたとおり、平成27年11月4日に、入館者200万人を達成することができました。平成27年度の浴場施設利用者数につきましては、1日平均449人、年間では約13万7,400人の方々にご利用をいただいております。地域の皆様の憩いの場として、幅広い年齢層の方々にご利用いただける施設となっております。

このような状況を踏まえて、決算の概要であります。歳入の収入済額は19億92万1,367円で、こ

のうち約81%が構成市町分賦金による収入となっております。

歳出の支出済額は、17億9,494万29円で、予算現額に対する執行率は、約95%となっております。

歳入から歳出を差し引いた形式収支は、1億598万1,338円で、この歳入歳出差引額は全額、翌年度へ繰越金となるものであります。

以上が、決算の概要であります。平成27年度に計画いたしました事務事業につきましては、所期の目的を達成したものと考えております。

なお、決算の詳しい内容につきましては、事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（田村昌巳） 石川会計課長。

○会計課長（石川良仁） それでは、認定第1号、平成27年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の詳細につきまして、ご説明を申し上げます。

お手元の決算書をご覧くださいと存じます。

まず、決算書の構成でございますが、2ページ、3ページが歳入歳出決算の総括表で、4ページから7ページにわたりましては、歳入歳出決算の内容となっております。9ページ以降につきましては、決算内容の詳細を記載いたしました事項別明細書となっております。

恐れ入ります。決算書の2ページ、3ページをお開き願います。

歳入歳出決算の総括表でございます。

歳入は、第1款分賦金から第6款組合債までの構成となっております。予算現額18億8,095万4,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに19億92万1,367円でございます。不能欠損額、収入未済額はございません。

なお、第3款国庫支出金と第6款組合債における予算現額と収入済額におきまして、各々5,700万円ほどの増減額がございますが、これは、平成25年度から平成28年度にかけて、国の循環型社会形成推進交付金制度を受けて実施しております基幹的設備改良工事におきまして、平成28年度工事に交付される予定の国庫支出金の一部が、前倒しで平成27年度に交付されたことから、特定財源として、工事請負費に充当し、予算措置をしておりました組合債の借入れを減額したことによるものでございます。

次に、歳出でございますが、歳出は、第1款議会費から第6款予備費までの構成となっております。予算現額18億8,095万4,000円に対しまして、支出済額17億9,494万29円、不用額は8,601万3,971円でございます。不用額の主なものは、じん芥処理費における需用費での公害防止用薬品の購入量の減と、基幹的設備改良工事に伴う発電量の増加及び節電対策によります電気料の削減、また工事請負費におきまして、高額な緊急工事が少なかったことによるものでございます。

以上が決算の総括でございます。

続きまして、決算内容の詳細につきましてご説明をさせていただきます。決算内容の詳細につきましては、9ページ以降の事項別明細書でご説明をさせていただきます。

恐れ入ります。決算書の10、11ページをお開き願います。

歳入におけます事項別明細書でございます。第1款分賦金でございます。第1款分賦金につきましては、収入済額15億3,277万4,000円で、これは3市1町からの分賦金でございます。歳入総額の80.63%を占めております。

また、構成市町別の金額につきましては、備考欄記載のとおりでございます。割合で見ますと、青

梅市が 46.95%、福生市 19.67%、羽村市 19.23%、瑞穂町が 14.15%となっております。

次に、第 2 款使用料及び手数料につきましては、収入済額 5,790 万 3,156 円で、歳入総額の 3.05% となっております。主なものといたしましては、第 1 項 1 目使用料で、フレッシュランド西多摩における浴場施設使用料の 5,052 万 4,500 円、多目的施設使用料 157 万 2,700 円、余熱利用施設行政財産使用料 484 万 8,960 円でございます。

恐れ入ります。決算書の 12、13 ページをお開き願います。

第 3 款国庫支出金でございます。第 3 款国庫支出金につきましては、収入済額 9,622 万 8,680 円で、歳入総額の 5.06% となっております。これは、循環型社会形成推進交付金制度を活用し、施行いたしました基幹的設備改良工事に対しての交付金 9,515 万 3,000 円と、放射性物質汚染対処特措法により義務づけられました、東日本大震災による原子力発電所の事故由来の放射性物質の測定に際し、生じた経費の一部につきまして、環境省からの廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金としての収入 107 万 5,680 円でございます。

次に、第 4 款繰越金でございます。第 4 款繰越金につきましては、収入済額、7,669 万 6,889 円で、これは平成 26 年度からの繰越金でございます。歳入総額の 4.04% となっております。

続きまして、第 5 款諸収入でございます。第 5 款諸収入につきましては、収入済額 9,561 万 8,642 円で、歳入総額の 5.03% となっております。内訳といたしましては、第 1 項 1 目預金利子、これは歳計現金の運用による利子収入でございまして、収入済額 14 万 5,010 円でございます。

恐れ入ります。14、15 ページをお開き願います。

第 2 項 2 目雑入でございます。第 2 項 2 目雑入は、収入済額 9,547 万 3,632 円で、主なものは、多摩地域ごみ処理広域支援体制に基づき、小金井市の可燃ごみを受け入れたことによる可燃ごみ焼却処理委託受託金 9,030 万 3,360 円と、フレッシュランド西多摩における食堂施設の光熱水費や、自動販売機の電気料を含む余熱利用施設光熱水費等 294 万 479 円でございます。

続きまして、第 6 款組合債でございます。第 6 款組合債につきましては、収入済額 4,170 万円で、歳入総額の 2.19% となっております。これは、平成 27 年度に実施をいたしました基幹的設備改良工事の財源として、財務省から 3,870 万円と、東京都から 300 万円の借入を行ったものでございます。

以上、歳入につきましては、予算現額 18 億 8,095 万 4,000 円に対しまして、調定額、収入済額ともに、19 億 92 万 1,367 円でございます。不納欠損額、収入未済額はございません。

恐れ入ります。16、17 ページをお開き願います。

歳出の事項別明細書でございます。

第 1 款議会費でございます。第 1 款議会費につきましては、第 1 項 1 目組合議会費におきまして、支出済額 138 万 1,579 円、予算現額に対しまして、執行率は 86.18%、不用額は 22 万 1,421 円でございます。主なものといたしましては、1 節報酬の 96 万 3,131 円でございます。

恐れ入ります。18、19 ページをお開き願います。

第 2 款事務所費でございます。第 2 款事務所費につきましては、第 1 項 1 目一般管理費におきまして、支出済額 1 億 7,900 万 6,328 円で、予算現額に対しまして、執行率 97.11%、不用額は 532 万 4,672 円でございます。主なものといたしましては、2 節から 4 節までの人件費と、19 節負担金・補助及び交付金でございます。

恐れ入ります。2 節給料をご覧願います。2 節給料は、支出済額 4,516 万 1,799 円で、特別職 5 名及び一般職職員 10 名分の給料でございます。

次に、3節職員手当等でございますが、支出済額は4,251万3,735円で、これは職員退職手当組合負担金を含む一般職職員の諸手当でございます。

恐れ入ります。20、21ページをお開き願います。

4節共済費でございます。4節共済費は、支出済額1,520万9,270円で、主なものは、職員共済組合負担金でございます。

次に、11節需用費をご覧願います。11節需用費は、支出済額457万2,219円で、主なものは、事務用品等を購入いたしました消耗品費180万3,617円と、小学生の見学用パンフレット及び広報用資料の印刷製本費257万7,262円でございます。

恐れ入ります。22、23ページをお開き願います。

13節委託料でございます。13節委託料は、支出済額554万7,647円で、主なものは、環境センターの床ワックス掛けや、ガラス清掃を委託いたしました庁舎清掃委託料77万1,984円と、例規管理システム導入業務委託料118万8,000円、職員健康診断委託料76万3,344円、事務所等警備委託料81万円でございます。

次に、14節使用料及び賃借料は、支出済額、638万8,321円で、主なものは、パソコン及び複写機等の事務機器使用料247万2,276円と、職員の履歴管理や給与計算等に使用いたします人事給与管理システム使用料122万5,552円、組合予算の執行管理を行う財務会計システム使用料138万3,984円でございます。

恐れ入ります。24、25ページをお開き願います。

18節備品購入費でございます。18節備品購入費は、支出済額589万5,432円で、主なものは、庁用自動車2台の買い替えに伴う、559万3,464円でございます。

次に、19節負担金、補助及び交付金でございます。19節負担金、補助及び交付金は、支出済額5,033万6,000円で、主なものは、周辺市町地域振興負担金4,800万円と、地域環境対策協議会助成金160万円でございます。周辺市町地域振興負担金につきましては、羽村市・瑞穂町へ、組合周辺の環境対策費としての支出でございます。地域環境対策協議会助成金は、組合周辺住民で構成する環境対策協議会への支出でございます。

恐れ入ります。26、27ページをお開き願います。

第3款じん芥処理費でございます。第3款じん芥処理費につきましては、第1項1目じん芥処理費におきまして、支出済額13億5,857万2,735円、予算現額に対しまして、執行率95.07%、不用額は7,042万9,265円でございます。主なものは、11節需用費、13節委託料と15節工事請負費でございます。

恐れ入ります。28、29ページをお開きいただき、11節需用費をご覧願います。11節需用費は、支出済額1億9,085万7,915円で、主なものは、公害防止用に用います活性炭、消石灰などの薬品類を購入いたしました消耗品費6,769万3,727円と、施設稼働に要する光熱水費1億797万8,199円でございます。需用費の主な不用額は、公害防止用薬品の購入量の減と、基幹的設備改良工事に伴う発電量の増加及び節電対策によります電気料の削減によるものでございます。

次に、13節委託料をご覧願います。13節委託料は、支出済額、2億5,475万8,940円で、主なものは、施設の運転管理の一部を民間委託いたしましたごみ焼却業務委託料1億3,538万8,800円と、施設稼働に伴う環境調査委託料1,479万6,000円、エコセメントの原材料となる飛灰を、二ツ塚の東京多摩エコセメント化施設へ運搬する飛灰搬出運搬業務委託料1,656万5,748円、プラントにかかるコンピュータ

機器等の保守点検業務でございます中央監視設備保守点検委託料 1,382 万 4,000 円でございます。委託料における不用額は、契約差金によるものでございます。

恐れ入ります。30、31 ページをお開き願います。

14 節使用料及び賃借料でございます。14 節使用料及び賃借料は、支出済額 38 万 8,800 円で、フォークリフト賃借料でございます。

恐れ入ります。32、33 ページをお開き願います。

15 節工事請負費でございます。15 節工事請負費は、支出済額 7 億 5,372 万 6,988 円で、主なものは、毎年実施をしております施設維持整備工事 5 億 6,014 万 2,000 円と、基幹的設備改良工事 1 億 3,824 万円でございます。工事請負費の不用額は、高額な緊急工事が少なかったことによるものでございます。

恐れ入ります。34、35 ページをお開き願います。

第 4 款余熱利用施設事業費でございます。第 4 款余熱利用施設事業費につきましては、第 1 項 1 目施設運営費におきまして、支出済額 1 億 5,687 万 1,705 円、予算現額に対しまして、執行率 95.72%、不用額は 700 万 3,295 円でございます。主なものは、11 節需用費、13 節委託料でございます。

恐れ入ります。36、37 ページをお開き願います。

11 節需用費でございます。11 節需用費は、支出済額 5,641 万 4,856 円で、主なものは、浴場施設運営に要する上下水道料等の光熱水費 4,289 万 7,651 円でございます。

次に、13 節委託料をご覧願います。13 節委託料は、支出済額 8,610 万 7,157 円で、主なものは、フレッシュランド西多摩全体の運営に係わる余熱利用施設運営業務委託料 6,455 万 3,760 円と、空調設備やポンプ・ボイラー等、施設に付随した機器の保守点検業務を委託いたしました設備機器保守点検整備委託料 812 万 7,000 円、恐れ入ります。38、39 ページをお開きいただきまして、太陽光発電設備を設置するための実施設計を委託いたしました太陽光発電・蓄電システム設置工事実施設計委託料 367 万 2,000 円でございます。

次に、14 節使用料及び賃借料でございます。14 節使用料及び賃借料は、支出済額 330 万 9,663 円で、主なものは、サウナマット賃借料 261 万 8,784 円でございます。

恐れ入ります。40、41 ページをお開き願います。

第 5 款公債費でございます。第 5 款公債費につきましては、支出済額 9,910 万 7,682 円、予算現額に対しまして、執行率は 99.99%、不用額は 3,318 円でございます。

第 1 項 1 目元金は、支出済額 9,029 万 838 円で、平成 12、13 年度に借入れを行いました余熱利用施設建設事業費の償還金 6,243 万 3,461 円と、平成 17 年度に借入れを行いました焼却灰搬出設備改造工事費の償還金 2,785 万 7,377 円でございます。

第 1 項 2 目利子は、881 万 6,844 円で、元金と同様、余熱利用施設建設事業費と焼却灰搬出設備改造工事費に加えまして、平成 25、26 年度に借入れを行いました基幹的設備改良工事費の利子償還でございます。

第 6 款予備費の支出はございません。

以上、歳出につきましては、予算現額 18 億 8,095 万 4,000 円に対しまして、支出済額 17 億 9,494 万 29 円、不用額 8,601 万 3,971 円、執行率 95.42%でございます。

恐れ入ります。43 ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額は 19 億 92 万 1,000 円、歳出総額は 17 億 9,494 万円、歳入歳出差引額は 1 億 598 万 1,000 円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、

実質収支額は1億598万1,000円でございます。

恐れ入ります。44、45ページをお開き願います。

財産に関する調書でございますが、土地・建物ともに、決算年度中における増減はございません。

恐れ入ります。46ページをお開き願います。

取得価格50万円以上の物品に関する調書でございます。平成27年度は、車両類におきまして、庁用自動車2台の買い替えを実施しておりますが、車両台数の増減はございません。

一方、余熱利用施設では、備品として購入しておりましたランニングマシンの老朽化に伴い、リース契約に切り替えたことにより、2台の減となっております。

以上で、平成27年度歳入歳出決算の細部の説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（田村昌巳） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

次に、代表監査委員から監査結果の報告を求めます。田村桂一監査委員。

○監査委員（田村桂一） 代表監査委員の田村桂一でございます。それでは、ご指名をいただきましたので、平成27年度西多摩衛生組合歳入歳出決算審査についてご報告をいたします。

平成27年度西多摩衛生組合歳入歳出決算に関する審査につきましては、去る平成28年9月26日、組合会議室におきまして、石川監査委員とともに、管理者・会計管理者等関係職員の出席を求め、決算審査を実施いたしました。

決算の審査に当たりましては、管理者から提出されました決算書類や、地方自治法等の関係法令に準拠して作成されているか、また計数に誤りはないか等を確認するとともに、予算の執行が関係法令に基づいて適正かつ効率的に運営されているか、それぞれ関係諸帳簿、証書類との照合を主眼に置き、実施いたしましたところでございます。

その結果、審査に付されました決算は、地方自治法その他の関係法令に準拠して作成されており、決算の計数についても、関係諸帳簿と照合の結果、誤りはなく、証書類の保管も適正であるということを確認いたしました。

これらを踏まえましての審査意見でございますが、平成27年度の組合事務事業については、ごみ処理状況、余熱利用施設の利用状況等を確認した結果、措置された予算の中で計画された事務事業が遂行され、所期の目的を達成できていると判断をいたしましたところでございます。

現在、全国的に少子高齢化、人口減少が進んでおり、今後、さらに人口が減少していくことが推測されていることから、政府は広域連係を推進しております。西多摩地区につきましても、少子高齢化、人口減少の状況にあるため、地域の限られた資源を効率的に利用するために、広域連係を推進していく必要があります。こうした中で、西多摩衛生組合は3市1町の広域連係が実現した組織として、今後も既存施設の継続使用、有効活用と事務事業の効率化を推し進める必要があると考えております。

最後になりますが、このような取り組みを進めていく際には、社会情勢及び地域特性を十分に鑑みて、環境にやさしく安全で地域と共同する清掃工場という組合の環境方針に従って、施設運営に励むものとし、審査意見といたしました。

以上、平成27年度西多摩衛生組合歳入歳出決算審査についての報告とさせていただきます。

○議長（田村昌巳） 以上で、監査結果の報告は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。9番鈴木拓也議員。

○9番（鈴木拓也） 数が多いので、3つずつ分けて質問します。

まず、最初に決算書の14、15なのですけれども、歳入の部分で、小金井市の広域支援のお金が入っているということがございます。ちょっと決算とは外れるのですけれども、来年度は、この小金井市の広域支援に関しては、どういう考え方で臨もうとしているかという点を、まずはお聞きます。

2点目、18、19 ページ、一般管理費の給料のところなのですけれども、予算見ましたらば、特別職は4人というふうになったのですね。決算では5人というふうになっていまして、ただお金は予算から1円減っているということになっていまして、ちょっとどういうことがあったのかなという点を、2点目お尋ねをします。

3点目が同じページの職員手当等の中で、超過勤務の手当なのですけれども、ここでは一般管理費なのですけれども、26年より6%ほど増えているというふうになっております。決算書27ページのじん芥処理費の方の同じく超過勤務手当見ますと、こちらは24%のアップというふうになっているのですね。事務報告書でも見解は載ってまして、かなり増えているということがありまして、これは給料が変動したということも要素としてあるかなと思ったのですけれども、かなり残業の時間が伸びているのではないかなと、ちょっと読み取れたものですから、その実体がどうなっているかという点を、まず聞いてお尋ねします。

○議長（田村昌巳） 古谷計画管理課長。

○計画管理課長（古谷浩明） 1点目の小金井市の広域支援の状況なのですけれども、平成26年度から現在まで、広域支援体制進んでいるのですが、前半の3年間、26、27、28年度については、西多摩衛生組合はじめ、国分寺市、多摩川衛生組合、昭島市で対応しており、来年度以降については、広域支援の第2ブロック内で処理したいというように小金井市が考えているので、来年度以降については、組合は参加する予定はありません。ただし、第2ブロックで何かあった場合は、協力するような形になると思います。

以上です。

○議長（田村昌巳） 奥富総務課長。

○総務課長（奥富 清） 私の方からは特別職の人数の関係なのですけれども、こちらにつきましては、青梅市の市長選挙による副管理者の改選によりまして、離職に伴うことで2名分、青梅市長で2人分という形で増加しております。

もう一つの質問で、超過勤務手当のところなのですけれども、こちらにつきましては、事務所費の方では、法律改正などに伴います事務作業上の増加に伴う増ということと、あと、じん芥処理費の方では、基幹的設備改良工事に伴う休日での立ち会い作業などの増加に伴いまして、増加としておるところでございます。

以上です。

○議長（田村昌巳） 9番鈴木拓也議員。

○9番（鈴木拓也） 1点目、2点目わかりました。3点目の超過勤務なのですけれども、時間数、どのぐらい増えているのかと。あと、一番残業している方は何時間ぐらい残業しているのか、ちょっと気になるのですよね。ブラック事業所になっては困るのでね。

それから、有給休暇というのちゃんと取れているのかどうか。そのあたりを3点目、お尋ねします。

○議長（田村昌巳） 奥富総務課長。

○総務課長（奥富 清） 27年度の時間外勤務手当の実績なのですけれども、27年度の1人当たりの年間平均で言いますと、82.4時間という平均時間になっておりまして、1人当たり一番多い残業時間につき

ましては、月にもよりますけれども、70時間という形になっております。月、70時間というのが一番多い月です。

有給休暇の方につきましては、すみません、ちょっとデータがないので、調べさせていただきたいと思います。

○議長（田村昌巳） 9番鈴木拓也議員。

○9番（鈴木拓也） 今の答弁でよくわからなかったのです。平均82.4時間ですね。1人。これは多分月ではないのではないかと聞こえたのですが、ちょっと年間なのかどうかということと。それから、それをちょっと確認をさせてください。

それから、この間、一般職（一般管理費）の人は増えているのですよね。ところがごみを燃やす方、じん芥処理費の方は人が減っているのですよね。何人だったかな。2人ぐらい減っているのではないですかね。だから、かなり仕事が、たまたまそのいつもあるわけではない仕事が入ってきたということもあるのでしょうかけれども、かなりタイトになっていて、過労死ライン80時間に迫るような残業ということになっていると、ちょっとどうなのかというふうには感じたのですけれども。今後どうするかという点ですね。そこをお尋ねします。

○議長（田村昌巳） 中島維持運転課長。

○維持運転課長（中島 勲） それでは、じん芥処理費の方の超過勤務手当について、ご説明させていただきます。

じん芥処理費の方につきましては、鈴木議員おっしゃられたとおり、工場棟の方の職員となりますが、こちら大体、平成26年から27年にかけて、1名減だったと承知しています。この1名減によりまして、基幹的設備改良工事の工事による土、日、祭日の出勤もあったので、日常の点検、これを夕方5時以降に回した経緯がございます。こちらで若干、超過勤務が増えているというのが事実でございます。

また、データがないのですけれども、年間、私どもの維持運転課の方ですと、多いもので170時間程度の超過勤務というふうに承知しております。じん芥処理費の方の超過勤務については、以上のようなことになっております。

あと、有給消化については、年間20日間程度は、ほぼ全員が消化をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（田村昌巳） よろしいですか。奥富総務課長。

○総務課長（奥富 清） 私の方からは、まず、すみません、先ほどの平均時間ですけれども、年平均ということで、82.4時間ということでございます。

それから、先ほど聞かれました有給の方の消化の率の方なのですけれども、1人平均で14日、率にして70%の消化率となっております。

また、超勤の方の理由なのですけれども、やはりこれは通常業務の他に、法律改正などに伴う上乘せの業務が増えたということですので、ここの部分が少なくなってくれば、必然的に超過時間も減るものと考えております。

以上でございます。

○議長（田村昌巳） ほかにございませぬか。12番池田公三議員。

○12番（池田公三） 2点お尋ねします。決算書の2ページ、3ページ、事務報告書では25ページと30ページに関連して伺います。

事務報告書の 25 ページ、まずご覧いただきたいのですが、分賦金と組合債の割合が、26 年度と比較して大きく変わっているのですね。その説明をずっと読んでいきますと、バグフィルターの交換工事等をということであるのですが、これお聞きしたいのは、バグフィルター、何年持つものなのか。そして、金額はどの程度のものなのか、ちょっと先ほどもありましたけど、お聞きします。

2 点目です。決算書の 15 ページ、雑入の備考欄の下の鉄屑等売払代金、これも今年初めて計上されていると思うのですが、27 年ですね。トン数とそれから 1 トン当たりの金額ですね。お伺いします。

○議長（田村昌巳） 中島維持運転課長。

○維持運転課長（中島 勲） それでは、一つ目のご質問なのですけれども、バグフィルターの交換ということで、どれぐらいの周期でどれぐらいの経費かということだと思えるのですけれども、西多摩衛生組合といたしましては、バグフィルターの中についているろ布というものがあるのですけれども、こちらについては 7 年周期で交換を実施しております。また、毎年、全部で 560 本ろ布というのがついておるのですけれども、任意の 1 本を検査をしております。通気度、強度、あと活性度、これはダイオキシンを分解する活性度、これらを検査しております。しかし、7 年間の間には検査の結果、異常があるものはありませんでした。しかしながら、安全サイドで、7 年間で交換をしようという考え方のもとに、7 年周期で交換をしております。

経費につきましては、事務報告書の 61 ページに、工事請負契約という一覧表がございます。そちらに（5）、（6）が 1 号炉バグフィルター、3 号炉バグフィルターの交換工事ということで 7,862 万 4,000 円と、各々の焼却炉で負担をさせていただいているというところでございます。

以上でございます。

○議長（田村昌巳） 古谷計画管理課長。

○計画管理課長（古谷浩明） 決算書の 15 ページの鉄屑等売払代金の件なのですけれども、上半期、下半期という形で、4 月から 9 月と、10 月から 3 月と分けて契約を行っております。まず、上半期なのですけれども、量が 196.17 トン、単価がキログラム当たり 2 円 30 銭。下半期が 228.37 トン、単価がキログラム当たり 1 円 40 銭となっております。

以上です。

○議長（田村昌巳） 12 番池田公三議員。

○12 番（池田公三） まず、1 点目なのですが、26 年度は 2 号基のバグフィルター交換になっていたと思うのですが、そのとき 26 年度聞いていいですかね。26 年と比べて金額が 1 台か 2 台なのですけど、ちょっとこれで合うのかなと思ったので、ちょっとお聞きしたのです。それで再質問としては、大変、分賦金の割合が 80% というふうに大きくなっているのですが、組合債がその分減っているということで、最初、7 年間の耐用期間があるのなら、組合債で負担してもいいかなという考えも、ちょっとあったものですから、一度にこういう分賦金でね、1 年でボンとこう当然、自治体も割り振りも、組合債ということで、向こう 10 年近くかけて、少しずつ負担していく考え方もあったかどうかということ、ちょっとお聞きしたいというふうに思います。

2 点目ですが、鉄屑等、77 万円もついたので、28 年度の予算書では、52 万円ほど鉄屑等で収入見込んでいるのですが、27 年度の決算で 77 万円上がったということは、28 年度も実際、歳入見込みよりも増えてくるのだろうという見通しを持っておられるかどうか、ちょっとお伺いします。

○議長（田村昌巳） 古谷計画管理課長。

○計画管理課長（古谷浩明） 2 点目の鉄屑の方の関係なのですけれども、28 年度予算ではキログラム当

たり1円で計算しているのですが、実際、やはり今年も契約やっけて、上半期が2円50銭、下半期が3円10銭で若干上がっている状況です。ただし、金額がそんなに大きくなかったため、それほど影響があるとは考えていません。

以上です。

○議長（田村昌巳） 松澤財務担当主幹。

○財務担当主幹（松澤昭治） 先ほどバグフィルターの交換工事は高額なので、起債を利用したらいかかかという質問かと思いますが、毎年実施をしております施設維持整備工事、これはバグフィルターも含まれるのですが、この事業につきましては、起債対象事業とならないことから起債をしていないというのが現状でございます。

以上でございます。（「はい、了解。」と池田議員の声あり）

○議長（田村昌巳） ほかにございませんか。9番鈴木拓也議員。

○9番（鈴木拓也） 別項目お尋ねいたします。決算書の22、23ページなのですが、27年は例規管理システムを導入したりですね、また電算システム修正等々、ソフトウェアの関係、結構お金使っているのですが、恐らくこういうものは、羽村市と同じ基準でぽこっとやっている仕事でしょうから、例えば羽村市と一緒に、中身は多分変えているのだらうなと想像したのですね。一緒に契約すれば、かなり安く済むのではないかと思ったのですが、今回違う話になっていると思うので、今後の話になりますが、そういうことができないのかと思いましたので、まず、1点目お尋ねします。

2点目は、決算書の24、25ページ、保全協の方もいらしたんで聞きにくいんですけども、地域環境対策協議会助成金で増額しているんですね。これが、どういうふうにして使われたのかという点を2点目お尋ねします。

3点目はですね、決算書の30、31ページ、真ん中よりちょっと下のあたりで、環境学習開催委託料でございます。予算は30万円以上組んでいたのですが、決算は6万円だということになりまして、これがどういうことになったのか。その関係お尋ねします。

○議長（田村昌巳） 松澤財務担当主幹。

○財務担当主幹（松澤昭治） 新公会計制度とか等で、羽村市等々も一緒に契約すれば、価格が安くなりますというようなご質問なのですが、何せ使っております元々使っているソフトウェア、またはパソコン、このレベルが、ちょっと羽村市と衛生組合では違いますので、一緒に契約がちょっとできないというようなのが今の現状でございます。そういったことで、単独で衛生組合で契約をさせていただいております。

以上です。

○議長（田村昌巳） 古谷計画管理課長。

○計画管理課長（古谷浩明） 3点目の環境学習の件なのですが、昨年の11月に補正予算を組みまして、26万2,000円ほど減額をして、予算的には6万2,000円の予算になっております。6万2,000円で契約ができた関係で、昨年の11月に補正を組んだということになっております。

以上です。

○議長（田村昌巳） 奥富総務課長。

○総務課長（奥富 清） それでは、私の方から助成金の関係なのですが、こちらの方につきましては、今後ますます協議会での主体的な事業運営を促進していくということで、研修ですとか、そういったところの部分で使用していくということで伺っているところです。

以上です。

○議長（田村昌巳） 9番鈴木拓也議員。

○9番（鈴木拓也） 1点目のソフトウェアの方針ということなですけれども、PCなどのレベルの違いという話で、OSが違うのかなとか、アプリケーションが元々何かバージョンが古いものを使っているとか、いろいろなことがあり得るのでしょうかけれども、もうちょっと詳しくわかるように言っていただくと助かるのですけど。お願いします。

2点目の地域環境の助成金なのですけれども、私も保全協の総会出させていただきましてね、さらにお金が余っているのではないかなというところを見たのですね。もちろんいろいろな活動を活発にやっていただきたいという思いはあるのですけれども、なかなかそういう状況ですと、公費の使い道としたらどうかと感じたものですから、どうい、それぞれの協議会からは、今後どうしたいという話を聞いているなど、多分これ繰越金になってしまっているんだよね。余ったのがね、ってということ気になるものですから。今後の話ですけれども、そこをお尋ねします。

3点目が、環境学習、補正で確かになっていたのですけれども、当初予算から見ると、かなり執行率ちょっと低くなってしまっていて、考えていたものが十分にできなかったのではないかなというふうに見えるのですね。今後、これもそうですけど、今後この環境学習は、どういうものを、どういう希望でやっていきたいと考えているのか、お尋ねします。

○議長（田村昌巳） 松澤財務担当主幹。

○財務担当主幹（松澤昭治） 先ほどのシステムをもう少し詳しくということなのですが、当組合はギョウセイという会社の既存の小さなソフトウェアを使っています。規模についても、かなり小規模団体向けのソフトウェアでございまして、羽村市とは全く異なるものでございまして、またソフトウェアの会社も違っております。実質、契約については、別法人と羽村市と西多摩衛生組合はなりますので、単独での契約というのが基本となるかというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（田村昌巳） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎長寿） 両協議会の助成金の増額について、回答の方させていただきます。

両協議会の助成金につきましては、羽村、瑞穂の2地区あり、50万円ずつだったのを80万円ずつに増額しております。これらにつきましては、数年前から、組合の今後の方向性ということで、先ほど延命化の話もありましたが、今後どのような方向で運営していくかということを検討しており、両協議会の方にいろいろ意見を伺ったりですね、会議等させていただいております。それらを含め先進地の視察とか、研修をしていただいて、それに伴って経費の方は増額させていただいたところでございます。

今後も、いろいろ協議会の方と組合と協議する中で、方向性を決めていきますが、それらに伴う経費として使っていただけたらと考えております。

以上でございます。

○議長（田村昌巳） 古谷計画管理課長。

○計画管理課長（古谷浩明） 3点目の環境学習の件なのですけれども、27年度については、太陽光で動くソーラーバットを親子でつくったということを実施させていただきました。これについては、午前中、午後、2回実施しました。本年度についても環境学習開催委託を実施しておりまして、本年度はソーラーバットだけではなく、光るブレスレッドみたいなものをつくって、女の子向けのをやっています。今後もいろいろなものを工夫しながら参加者も増やして、今後も続けていきたいというふうを考えており

ます。

以上です。

○議長（田村昌巳） 9番鈴木拓也議員。

○9番（鈴木拓也） すみません、引き続きちょっとお尋ねしてまいります。

決算書32、33ページなのですけれども、一番上のところでですね、説明もあつたのですけれども、バグフィルター等の交換の施設維持整備工事、それから排ガス処理設備改良工事その2、また予算になつたので、緊急だと思つたのですけれど、防火ダンパーの交換ということが入つていまして、それぞれ成果としては、どういう成果が上がつたのか、工事の結果ですね、いう点をお尋ねします。

それから、2点目が決算書の39ページ、さっきも説明がありました太陽光の設計委託を使つたのですけれども、これその後実施ということになるのでしょうかけれども、進捗状況がどうなつているのかというところをお尋ねいたします。

それから、最後の1点は、事務報告書なのですけれども、33ページ、基幹的設備の改良工事やりましたけれども、財源内訳という表があるのですね、ここにね。見てなるほどと思つたのですけれども、補助金は約3割で、地方債が3分の2、一般財源ほぼ使っていないというふうになっていますね。この地方債、今後返していくということになるのでしょうかけれども、よく調べればわかつたかもしれないですが、これはいつまでかけて返していく、10億円なのですけれどもね。ということになるのかと。実際、昭島市にちょっと、これができると言おうかと思つてお聞きしようというのあるのですけれども、トータル金利も含めてどのぐらいお金がかかるということになるのか、いう点をお尋ねします。

○議長（田村昌巳） 中島維持運転課長。

○維持運転課長（中島 勲） それでは、まず一つ目のご質問ですけれども、各工事におけます効果がどういったものがあつたのかということだと思つたのですけれども、まず、施設維持整備工事でございますけれども、これは毎年実施しております、いわゆる設備のオーバーホールでございます。したがつて、こちらの効果といたしましては、常に当初の性能を維持するための工事でございますので、手を加えたことによりまして、従来持っている性能を維持できたというのが効果に当たるのではないかとこのように考えております。

次に、基幹的設備改良工事の排ガス処理設備の改良工事でございますが、こちらは、やはりCO₂の排出削減が主目的でございます。しかしながら、平成27年度に行つた工事でございますので、実際の効果が出るのが平成28年度、要は今年度になります。したがつて参考なのですけれども、平成26年度に実施して、平成27年度にどれぐらいのその基幹的設備改良工事の効果があつたのかということで、ちょっと参考になりますが、ご報告させていただきますが、26年度、やはり排ガス処理設備の改良工事1基と、高圧蒸気復水器改良工事という二つの基幹的設備改良工事を行いました。そちらが当初の予定ですと、年間電力の消費量が89万6,000kWh削減できるということで見込んでおります。これに関連いたしまして、CO₂の削減量になりますと503トン-CO₂、これが見込まれておりました。それに対しまして、実績になるのですけれども、電力にいたしまして73万9,000kWh、CO₂に換算しますと、415トン-CO₂ということで、これが削減の効果になるのですけれども、必ずしもこの工事だけの効果ではなくて、施設全体での効果ということになります。

また、予想に関して、若干、削減量少ないのですけれども、こちらはごみ量が多少増減をしたり、運転状態、やはり1年単位で考えますと、誤差がやはり生じます。そういったことからいくと、およそ見込んだ削減効果が得られているのではないかとこのように考えております。

最後になりますけれども、防火ダンパーの交換工事でございます。こちらにつきましては、委託業務があるのですけれども、空調設備の委託という業務がございます。こちらの中で、この施設内の防火ダンパーの点検を行っておりまして、防火ダンパーというのは、そもそも施設内に張りめぐらされておりますエア、空気用のダクト、これの途中に設けられておるダンパーで、火災の延焼を防ぐダンパーです。どこかの部屋で火災が起こった場合、空気のダクトを伝って延焼しないように縁切りをするダンパーでございます。これがその年度の途中の委託で動かない部分が何台か発見されています。施設全体中、145 台ほどの内、15 台が不動ということであったものですから、当年度の工事に急きょ入れさせていただいたということでございます。効果といたしましては、防火ダンパーそのものが建築基準法で、適時、適応な状態を維持しなければならないと定められておりますので、それは維持できたというのが効果に当たるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長（田村昌巳） 石川館長。

○フレッシュランド西多摩館長（石川良仁） それでは、私から2点目の太陽光発電・蓄電システム設置工事の進捗状況につきまして、お答えをさせていただきたいと思っております。

本案件につきましては、既に27年度中に実施設計が終了いたしまして、28年7月の15日付で契約締結をさせていただいております。工事の進捗状況でございますが、太陽光発電パネルを設置いたします整地の整備が完了いたしまして、現在はパネルの発注に入っている状況でございます。今後は発注が完了いたしますと、パネルが設置場所に設置されまして、それから管内への幹線工事が実施されるところでございます。

2点目の質問につきましては、以上でございます。

○議 長（田村昌巳） よろしいですか。もう1点。松澤財務担当主幹。

○財務担当主幹（松澤昭治） 基幹的設備改良工事にかかります組合債の金額と期間ということなのですが、4年間の継続事業になっておりますので、総額で9億8,000万円ほどの借入れになる予定でございます。また、利率におきましては、若干変動しておりますが、最大で0.3%から0.05%の間を推移しているというところでございまして、2年据置き10年償還となっております。

以上でございます。（「トータル、金利を含めたトータル、返済額ってわかりますか。」と鈴木議員の声あり）

○議 長（田村昌巳） トータルの返済額。松澤財務担当主幹。

○財務担当主幹（松澤昭治） トータル、9億8,000万円。（「金利込み。」と鈴木議員の声あり）元金の額ですね。すみません、全体が今、余熱利用施設からこちら……。

○議 長（田村昌巳） わかりづらいのではないの。（「そうですね。」と鈴木議員の声あり）3から6.幾つって単価が……。（「面倒くさいですね。はい、了解しました。」と鈴木議員の声あり）

よろしいですか。（「了解しました。」と鈴木議員の声あり）

ほかにございませんか。8番、門間淑子議員。

○8 番（門間淑子） 1点、ちょっとお尋ねします。ちょっと記録がどこなのかがわからないのですけれども、多分この辺かなと思うのですが、決算書の21ページの印刷製本費というのが257万円あるのですけど、これは、にしたまエコにゆうすのことなのか。このにゆうすは何部つくられていて、各世帯に配布されていると思うのですけれども、どのような方法で世帯配布を行っていて、その経費は幾らなのか、つまり製本と、それから、それを配布する費用に分けて、それから何部ぐらいということを、

まずお聞きします。

○議長（田村昌巳） 石川会計課長。

○会計課長（石川良仁） 事務所費の印刷製本費の内訳でございますが、数点ございまして、まず、事務報告書、これが100冊、それから決算書、これが100冊、それから小学生用のパンフレットが3,000部、それと広報用資料の印刷製本費ですが、こちらは年2回、各1万1,000部を印刷しているところでございます。

○議長（田村昌巳） 8番、門間淑子議員。

○8番（門間淑子） すみません。あちこちにあるということで、にゅうすは1万1,000部を年2回ということなのかしら。その費用と、これからどういうふうに管理されて、その費用は幾らなのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（田村昌巳） 石川会計課長。

○会計課長（石川良仁） それでは、再質問にお答えいたします。

広報用資料の印刷製本はおっしゃるとおり1万1,000部、年2回で、こちらにつきましては、1枚当たり15円、金額にいたしますと、45万1,008円となります。（「配布費用は。」と門間議員の声あり）配布費用につきましては、羽村・瑞穂、各々シルバー人材センターにお願いしておりまして、こちらにつきましては、決算額で50万439円となります。

以上です。

○議長（田村昌巳） 8番、門間淑子議員。

○8番（門間淑子） この1万1,000部ということは、二つの協議会がある地域というふうに理解していいのかわかるかですね。1万1,000部、羽村・瑞穂両方で1万1,000部ということでしょうか。それが50万円ずつかけて、1回50万円ということでしょうか。ことで配布しているということなのでしょうか。

○議長（田村昌巳） 石川会計課長。

○会計課長（石川良仁） 再質問にお答えいたします。

配布にかかる経費につきましては、年間で50万円ほどになります。配布部数でございますが、1万1,000部の内訳でございますが、羽村市が5,640世帯、瑞穂町が5,241世帯となっております。

以上でございます。（「保全協の範囲ですかって聞いてますけど。」と門間議員の声あり）保全協の範囲でございます。（「わかりました。」と門間議員の声あり）

○議長（田村昌巳） ほかにございせんか。2番、小川龍美議員。

○2番（小川龍美） 1点だけお伺いいたします。決算書は29ページの光熱水費の関係になるかと思いますが、事務局長報告書でページ数、75ページの発電電力の電力量のことでお聞きします。ここにご説明をいただいております、グラフが載っているのですけれども、27年度の発電電力量は、810万380キロということで、前年度よりも12.9%増加しているということで、これは増加しているということがわかるのですが、そのごみ焼却の1トン当たりの発電量が、前年比で増えているということですが、この焼却、1トン当たりの発電量が増えた要因ですかね、それはどういうことなのでしょう。お伺いいたします。

○議長（田村昌巳） 中島維持運転課長。

○維持運転課長（中島 勲） それでは、発電に関するご質問に回答させていただきます。

まず、西多摩衛生組合のこの施設で使っております電力なのですけれども、26年と27年比較いたしまして、ごみ量も26年が6万2,000トン、27年が6万3,000トンでございますので、微増です。電気

の使用分にいたしますと、年間 1,250 万 kW、これが 26 年。27 年が 1,270 万 kW です。これがごみを焼却するために使った電力量です。その電力量というのは、東京電力から買う電力と、あと、ごみを焼却して自分で発電しています自家発電、この二つの系統の合計が今の電力量になります。ここ数年実施をしております基幹的設備改良工事がございまして、これはなるべくごみを焼却したもので、発電機にそのエネルギーを回して自家発電を増やしていきましようという工事です。したがって、26 年と 27 年、電力の使用料、比較するとほぼ一緒なのですが、事務報告書の 74 ページを見ていただきますと、その割合が載っております。26 年度が自家発電の割合が 57.25%、購入電力が 42.75% です。これが 27 年度になりますと、発電が 63% を占めていくというようなことになってまいります。したがって、使う電力は一緒なのですが、自家発電がどんどんどんどん増えていくということです。

先ほど、2 番議員からあったごみ焼却 1 トン当たりの発電量というところがあるのですが、これはごみ 1 トンで出る電力、発電できる電力によるので、効率、要はごみ 1 トンでどれぐらい電気ができますかという効率を示しています。したがって、どんどんこの発電の割合が増えれば、ごみ 1 トンで出る効率が増えるわけでございますので、これと、いわゆるその発電の割合とごみ 1 トン当たりの電力量というのは比例して大きくなっていくわけでございます。

最終的に全部ごみ発電で賄えるようになれば理想的なのですが、現在の私どもの施設能力で、現状の工事内容ですと、このくらいが限界。また、次年度以降も基幹的設備改良工事をやっておりますので、次年度はさらに自家発電の割合が増えていくというような形になろうかと思っております。ちょっとわかりにくい説明で恐縮なのですが、以上です。

○議長（田村昌巳） 2 番、小川龍美議員。

○2 番（小川龍美） そうしますと結果的に、基幹的設備改良工事の効果で発電量が増えて、その発電量が増えることによって、さらにその相乗効果と言いますか、それによって 1 トン当たりの発電量も増えるということで、よろしいでしょうか。

○議長（田村昌巳） 中島維持運転課長。

○維持運転課長（中島 勲） 2 番議員のおっしゃるとおりでございます。基幹的設備改良工事による効果であると思っております。あと、若干ではございますけれども、組合内で使用しております省エネ効果というのも、若干ではあります、その二つの相乗効果というふうに判断をしているところでございます。

○議長（田村昌巳） よろしいですか。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村昌巳） ほかになければ、以上で質疑を終わります。

これより本案に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村昌巳） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第 1 号、平成 27 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての件は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村昌巳） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

休憩を取ります。午後3時40分まで休憩といたします。

監査委員の田村監査委員には、大変ご苦勞さまでした。ありがとうございました。

午後3時28分 休憩

午後3時40分 再開

○議長（田村昌巳） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、日程第5、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（並木 心） それでは、承認第1号、専決処分の承認を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

本案は、平成27年の東京都人事委員会勧告等に準じ、平成27年12月以降、給与改定を実施することとした構成市町の動向に合わせ、西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分させていただいたもので、同法第179条第3項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるものであります。

当組合の職員給与につきましては、従前より羽村市の給与制度に準じて定めており、羽村市職員の給与に関する条例の一部改正に合わせ、同様の内容にて、専決処分を行っております。

改正の内容につきましては、お手元に配布しております承認第1号、及び附属資料の新旧対照表に記載のとおりであります。まず、平成27年度給与改定における、給料月額改定では、一般職給料表（1）の表上改定率で平均0.15%、表上改定額で、平均478円の引き上げを行っており、当組合における実質の給料月額改定率は、平均0.17%、改定額は、平均539円となっております。

次に、諸手当の改定では、公民較差解消のため、期末・勤勉手当の年間支給月数を4.2月から0.1月引き上げ、4.3月としております。

また、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の職務を給料表の各等級に分類する際の基準となる等級別基準職務表と、規則で定めている管理職の手当の支給対象職員及び支給額を条例に規定するとともに、行政不服審査法の改正に伴う、所要の調整を行っております。

なお、この条例は、平成28年3月15日から施行し、給料月額改定につきましては、平成27年4月1日から、期末・勤勉手当につきましては、平成27年12月1日から適用することとし、法改正に伴う条文の所要の調整、職務表の規定、及び管理職手当の規定については、平成28年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（田村昌巳） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村昌巳） ないようですので、以上で質疑を終わります。

これより、本案に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村昌巳） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村昌巳） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認いたしました。

次に、日程第6、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、西多摩衛生組合一般職の職員の旅費に関する条例及び西多摩衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（並木 心） 承認第2号、専決処分の承認を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公務員法の引用条項に変更が生じたことから、西多摩衛生組合一般職の職員の旅費に関する条例、及び西多摩衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分させていただいたもので、同法第179条第3項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めたものであります。

改正の内容につきましては、お手元に配布しております承認第2号、及び附属資料の新旧対照表に記載のとおりですが、第1条関係では、職員の旅費に関する条例の、また第2条関係では、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の、それぞれ第1条で引用しております地方公務員法第24条第6項を第24条第5項に改めるものであります。

なお、この条例は、法律の施行日にあわせ、平成28年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご承認くださいますよう、お願いいたします。

○議長（田村昌巳） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村昌巳） 以上で質疑を終わります。

これより、本案に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村昌巳） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、西多摩衛生組合一般職の職員の旅費に関する条例及び西多摩衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村昌巳） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認いたしました。

次に、日程第7、議案第6号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（並木 心） 議案第6号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、ご説明申し上げます。

行政庁の処分に関する不服申立制度について定めております行政不服審査法が、公正性や利便性等の向上の観点から全部改正され、不服申立ての種類を原則として審査請求に一元化すること、また、処分に関与していない職員が審理員となって審理手続きを行う審理員制度が導入されるなど、不服申立制度の全面的な見直しが行われました。

本案は、この行政不服審査法の施行に伴い、関連規定を整備する必要が生じたことから、関係する3つの条例の一部を改正しようとするものであります。

まず、西多摩衛生組合情報公開条例の一部改正、及び西多摩衛生組合個人情報保護条例の一部改正の内容ですが、今回の行政不服審査法の改正では、審理手続きの公正性の向上を図るため、審理員制度が導入されておりますが、当組合の情報公開審査会及び個人情報保護審議会による現審査体制においても、不服申立てに対する公正かつ慎重な判断が担保されていることから、行政不服審査法第9条第1項の規定により、審理員による審理手続きに関する規定の適用を除外するほか、不服申立ての種類が原則として審査請求に一元化されたことに伴う文言整理を行うものであります。

また、あわせて情報公開審査会と個人情報保護審議会の役割を見直し、羽村市の当該制度に準じ、情報公開審査会を情報公開・個人情報保護審査会とするための条文整理をしております。

次に、西多摩衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてですが、こちらも審査請求への一元化に伴う文言整理を行うものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行し、法律の施行日にあわせ、平成28年4月1日から適用するものとしており、あわせて、各審査会、審議会の役割見直しに伴う経過措置を講ずるものとしております。

条例の細部につきましては、事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（田村昌巳） 奥富総務課長。

○総務課長（奥富 清） それでは、議案第6号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の細部につきまして、ご説明申し上げます。

初めに、本改正条例の構成につきまして、ご説明いたします。

本案は、法律改正に伴う不服申立制度の見直しを図るとともに、不服申立てに係る諮問機関として設置おります情報公開審査会と個人情報保護審議会の役割を見直すため、関係する3条例を3条建ての改正条文により改めております。

それでは、お手元に配布しております、議案第6号附属資料①、新旧対照表1ページ、第1条関係をご覧ください。西多摩衛生組合情報公開条例の一部改正でございます。

まず、目次でございますが、第3章の名称を審査請求に改めることなどに伴い、目次も同様に改正するものでございます。

次に、第18条の2は、新たに審理員による審理手続きに関する規定の適用除外を定めるもので、改正行政不服審査法においては、審理員制度が導入されておりますが、情報公開条例に基づく組合情報の開示決定等に関する不服申立てにつきましては、現行制度でも、第三者機関でございます西多摩衛生組合情報公開審査会により、公正かつ慎重な判断が担保されていることから、行政不服審査法第9条第1項の規定により、審理員による審理手続きに関する規定の適用を除外するものでございます。

次に、西多摩衛生組合情報公開審査会への諮問を規定する第 19 条では、後ほど第 22 条のところで説明いたしますが、審査会の名称を、これまでの西多摩衛生組合情報公開審査会から、西多摩衛生組合情報公開・個人情報保護審査会に変更することに伴い、見出しを改め、第 1 項では、不服申立構造の見直しに伴う文言の整理を行っております。

2 ページをご覧ください。

第 19 条に新たに第 2 項を加え、諮問に当たっては、行政不服審査法に係る審理手続きによる弁明書、反論書及び意見書の写しを添えて諮問することを定めております。

第 20 条及び第 21 条の規定は、不服申立構造の見直しに伴う文言の整理でございます。

次に、第 22 条は、西多摩衛生組合情報公開審査会に関する規定でございますが、こちらにつきましては、附属資料の一番後ろに添付しております、カラー刷りの議案第 6 号附属資料②、改正行政不服審査法に伴う情報公開条例及び個人情報保護条例の改正案をご覧ください。

上段の図のとおり、当組合の現行の制度では、情報公開制度に基づく不服申立てに関する諮問機関は情報公開審査会であり、個人情報保護制度に基づく不服申立てに関する諮問機関は個人情報保護審議会と、別々の諮問機関となっております。

本改正案では、行政不服審査法の施行に伴う整備といたしまして、下段の図のとおり、これまでの情報公開審査会の名称を情報公開・個人情報保護審査会に改め、情報公開制度に関する不服申立てに係る諮問だけでなく、個人情報保護条例第 35 条に規定する個人情報保護制度に関する不服申立てに係る諮問にも応じる附属機関とするための整備を行っております。

なお、改正後の個人情報保護審議会は、個人情報保護制度の適正な運用を図るための諮問機関として存続することとなります。

議案第 6 号附属資料①、新旧対照表の方にお戻りいただき、3 ページをご覧ください。第 23 条から第 25 条までの規定は、不服申立構造の見直しに伴う文言の整理でございます。

4 ページをご覧ください、付則でございますが、第 1 項は施行期日等に関する規定で、この条例は公布の日から施行し、行政不服審査法の施行日にあわせ、平成 28 年 4 月 1 日から適用しようとするものでございます。

第 2 項及び第 3 項は、経過措置に関する規定で、第 2 項では、改正前の情報公開条例第 22 条第 1 項の規定により置かれた情報公開審査会は、改正後の情報公開条例第 22 条第 1 項の規定により置く審査会として、同一性をもって存続するものと定めております。

第 3 項では、改正前の情報公開条例第 22 条第 3 項の規定により、情報公開審査会の委員に委嘱されている者は、改正後の情報公開条例第 22 条第 3 項の規定により審査会の委員に委嘱されたものとみなし、その任期は、平成 29 年 3 月 31 日までとするものと規定しております。

続きまして、附属資料の 5 ページ、第 2 条関係をご覧ください。

西多摩衛生組合個人情報保護条例の一部改正でございます。

まず、目次でございますが、第 4 章の名称を審査請求等に改め、第 5 章西多摩衛生組合個人情報保護審議会を新設することなどに伴い、目次も同様に改正するものでございます。

次に、第 34 条の 2 は、情報公開条例と同様に、行政不服審査法第 9 条第 1 項の規定により、審理員による審理手続きに関する規定の適用を除外するため、新たな条を追加するものでございます。

次に、西多摩衛生組合個人情報保護審議会への諮問を規定する第 35 条第 1 項では、先ほどの附属資料②の図で説明いたしましたとおり、個人情報保護審議会の役割を見直すもので、個人情報保護制度に関

する不服申立てがあつた場合の諮問機関を、これまでの個人情報保護審議会から西多摩衛生組合情報公開・個人情報保護審査会に変更する改正を行うとともに、不服申立構造の見直しに伴う文言整理を行っております。

6ページをご覧ください。

第35条に新たに第2項を加え、諮問に当たっては、行政不服審査法に係る審理手続きによる弁明書、反論書及び意見書の写しを添えて諮問することを定めております。

第36条及び第37条の規定は、不服申立構造の見直しに伴う文言の整理でございます。

続きまして、7ページをご覧ください。

これまで西多摩衛生組合個人情報保護審議会に関する規定をしておりました改正前の第38条は、審議会の役割の見直しに伴い、後ほど説明いたします第43条に規定をし直しております。

これに伴い、改正前の第39条から第41条までを、一条ずつ繰り上げ、不服申立構造の見直しに伴う文言の整理とともに、審議会を審査会に改める文言整理を行っております。

8ページの下段をご覧ください、第41条は、第35条第1項の改正により、不服申立てに係る諮問機関を情報公開・個人情報保護審査会に変更したことに伴い、審査会の役割として、実施機関への意見に関する規定を新たに設けるものでございます。

第42条は、審議手続きの非公開に関する規定で、審議会を審査会に改める文言整理を行っております。

9ページをご覧ください。

改正後の第43条は、個人情報保護審議会の役割の見直しに伴い、新たに西多摩衛生組合個人情報保護審議会に関する規定を設けるもので、不服申立てに係る諮問機関としての役割が除かれた以外は、改正前の第38条と同様に、個人情報保護制度の適正な運営を図るための諮問機関として、委員5人以内をもって組織するものとしております。

10ページをご覧ください。

付則でございますが、第1項は施行期日等に関する規定で、この条例は公布の日から施行し、行政不服審査法の施行日にあわせ、平成28年4月1日から適用しようとするものでございます。

第4項及び第5項は、経過措置に関する規定で、第4項では、改正前の個人情報保護条例第38条第1項の規定により置かれた個人情報保護審議会は、改正後の個人情報保護条例第43条第1項の規定により置く審議会として、同一性をもって存続するものと定めております。

第5項では、改正前の個人情報保護条例第38条第4項の規定により個人情報保護審議会の委員に委嘱されている者は、改正後の個人情報保護条例第43条第4項の規定により審査会の委員に委嘱されたものとみなし、その任期は、平成29年3月31日までとするものと規定しております。

続きまして、附属資料の11ページ、第3条関係をご覧ください。西多摩衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございます。

公平委員会の報告事項を規定する第5条第2号について、不服申立構造の見直しに伴う文言の整理を行うものでございます。

最後に付則でございますが、この条例は公布の日から施行し、行政不服審査法の施行日にあわせ、平成28年4月1日から適用するものでございます。

以上をもちまして、議案第6号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の細部説明とさせていただきます。

○議長（田村昌巳） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。8番、門間淑子議員。

○8番（門間淑子） 1点ちょっと確認させていただきます。

今回の条例改正後は、行政不服審査会と情報公開・個人情報保護審査会、審査会が二つあって、個人情報保護審議会、審議会は第三者の方に入っていただくということになりますけれども、この審査会は、多分、職員の皆さんがやるのかなというふうに思うのですけれども、5名、5名ということで、職員数が27名と限られる中で、重複は避けたいと思うわけですが、この審査会のあり方について、どのような形を進めていこうと思ってるのか。重複は避けるべきというふうな立場で、ちょっとお聞きします。

○議長（田村昌巳） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎長寿） 今のご質問でございますが、審査会につきましては、全て外部の委員で、職員が関わるということではございません。しかし、新たにも、その前に行く制度が行政不服審査法の中に規定され、職員で判断する審理員制度であります。今回の行政不服審査会、また情報公開・個人情報保護審査会、また個人情報保護審議会につきましては、それぞれ外部の委員、5名にお願いするということでございます。

○議長（田村昌巳） 8番、門間淑子議員。

○8番（門間淑子） すみません、審議会は外部の方をお願いするというのは、もうわかっているのですけれども、審査会は内部の人で、二つの審査会は内部の人で運営していくのか、どこに外部の人が入っていくのか、この三つの行政不服審査会と情報公開・個人情報保護審査会と個人情報保護審議会のそれぞれの人員構成をどう考えているのかを、お答えいただければ結構です。

○議長（田村昌巳） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎長寿） 今回の行政不服審査法の改正で、審理員制度というのができまして、それにつきましては、審査会にかける前に職員の中で、行政処分をした対象ではない職員が審議をして、結果を出してというような制度になっております。情報公開審査会と個人情報保護審議会につきましては、今までのような形で、ただ、今回は、その今までは情報公開というと、個人情報保護という縦のラインを今回に合わせて、不服申立て、異議申立てにつきましては、一つの縦のラインにして、個人情報保護審議会につきましては、個人情報の運用につきましては、ご意見を、衛生組合で情報を集めるときには、そちらの運営につきましては、ご意見をいただきたいというような形で、5人の委員の方をお願いするというものです。（「わかりました。」と門間議員の声あり）

○議長（田村昌巳） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村昌巳） なければ、以上で質疑を終わります。

これより、本案に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村昌巳） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第6号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村昌巳） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決をいたしました。

次に、日程第8、議案第7号、西多摩衛生組合行政不服審査条例の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（並木 心） 議案第7号、西多摩衛生組合行政不服審査条例につきまして、ご説明申し上げます。

平成28年4月1日施行の行政不服審査法では、不服申立ての種類を原則として審査請求に一元化し、審理員制度や第三者機関への諮問手続きを創設することにより、公正性の向上を図ったほか、審理手続きにおける手続き保障を拡充するなど、不服申立制度の全面的な見直しが行われております。

本案では、審査請求人等に対する提出書類等の交付に係る手数料、及び同法の規定により当組合に設置する機関に関し、必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

なお、この条例は公布の日から施行し、法律の施行日にあわせ、平成28年4月1日から適用するものとしております。

条例の細部につきましては、事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（田村昌巳） 奥富総務課長。

○総務課長（奥富 清） それでは、議案第7号、西多摩衛生組合行政不服審査条例の細部につきまして、ご説明申し上げます。

お手元に配布しております議案第7号に基づきまして、ご説明いたします。

まず、第1条は、本条例の趣旨について定めるもので、行政不服審査法、その他法令で定める不服申立てに関し、この条例の制定により、必要な事項を定めるものでございます。

続きまして、第2条は、提出書類等の手数料等に関する規定でございます。

行政不服審査法では、審査請求人等が審理員、あるいは第三者機関である行政不服審査会に対し、処分庁から提出された書類のほか、証拠書類などの閲覧、交付を求めることができることが規定されております。

この場合における手数料につきましては、条例で定めることとされていることから、第2条第1項は、この手数料について規定するもので、無料と定めてございます。

第2項は、第1項の規定による提出書類等の写し、または書面の交付を受ける審査請求人等は、当該交付を受ける費用について、別途、規則で定める額を負担しなければならないことを規定しております。

規則で定める額につきましては、情報公開条例施行規則等の取扱いに準じ、1枚につきモノクロ10円、カラー20円などと規定するものでございます。

次に、裏面に移りまして、第3条は、行政不服審査法の規定により、原則として地方公共団体に設置が義務づけられております、第三者機関の名称について規定するもので、機関の名称を西多摩衛生組合行政不服審査会とするものでございます。

第4条は、審査会の組織についての規定で、委員5名以内をもって組織するものとしております。

第5条は、委員について規定するもので、第1項では、委員は、審査会の権限に属する事項に関し、公正な判断をすることができ、かつ法令または行政に関して優れた執権を有する者のうちから、管理者が委嘱するものと規定してございます。

第2項は、委員の任期を定めるもので、委員の任期は2年間とし、ただし、委員が欠けた場合におけ

る補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とするものと規定してございます。

第3項では、委員は再任されることができるところを、第4項では、委員の守秘義務について、それぞれ規定するものでございます。

続きまして、第6条でございますが、会長及び副会長について規定するもので、第1項では、審査会に会長及び副会長を置くことを、第2項では、会長及び副会長の選任方法を、第3項では、会長の職務を、第4項では、副会長の職務を、それぞれ規定するものでございます。

次の第7条は、会議についての規定で、第1項では、審査会の会議の招集方法等を、第2項では、会議の成立人数について、第3項では、議事の採否について、それぞれ規定するものでございます。

第8条は、庶務に関する規定で、審査会の庶務は、行政不服申立てに関する事務を所管する課において処理することとするものでございます。

第9条は、委任に関する規定で、この条例に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定めることとするものでございます。

次ページをご覧くださいまして、第10条は、罰則に関する規定で、第5条第4項に規定する審査会の委員の守秘義務に違反した者は、1年以下の懲役、または50万円以下の罰金に処することを規定したものでございます。

最後に付則でございますが、この条例は公布の日から施行し、行政不服審査法の施行日にあわせ、平成28年4月1日から適用しようとするものでございます。

以上で、議案第7号、西多摩衛生組合行政不服審査条例の細部説明とさせていただきます。

○議長（田村昌巳） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村昌巳） 以上で質疑を終わります。

これより、本案に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村昌巳） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第7号、西多摩衛生組合行政不服審査条例の件は、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村昌巳） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第9、議案第8号、西多摩衛生組合非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（並木 心） 議案第8号、西多摩衛生組合非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、先ほどご決定をいただきました、議案第6号による西多摩衛生組合情報公開条例の一部改正、及び議案第7号による西多摩衛生組合行政不服審査条例の制定に伴い、条例の一部を改正しようとする

ものであります。

条例改正の内容につきましては、お手元に配布しております議案第8号、及び附属資料のとおりであります。

特別職の職員の報酬の額を定めております別表第1の監査委員の項の次に、行政不服審査会の報酬として、会長は月額1万円、委員は月額9,000円とする報酬規定を加えるとともに、情報公開審査会の名称を情報公開・個人情報保護審査会に改めるものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行し、他の条例の適用日にあわせ、平成28年4月1日から適用しようとするもので、あわせて、この条例の適用日から施行日の前日までの間に支払われた報酬に関する経過措置を講じるものとしております。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（田村昌巳） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村昌巳） 以上で、質疑を終わります。

これより本案に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村昌巳） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終わります。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第8号、西多摩衛生組合非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村昌巳） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第10、議案第9号、西多摩衛生組合非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（並木 心） 議案第9号、西多摩衛生組合非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の件につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

条例改正の内容につきまして、お手元に配布しております議案第9号、及び附属資料のとおりであります。非常勤職員が公務災害補償として、傷病補償年金等の年金たる補償、もしくは休業補償を受けるとき、同一の事由により厚生年金保険法による障害公正年金等を受給する場合は、当該補償額が併給調整されることとなります。

本案では、条例付則第8条第1項、及び第2項に規定しております併給調整に係る調整率を、政令で改定された調整率に準じ、それぞれ0.86から0.88に改めるものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行し、政令の施行日にあわせ、平成28年4月1日から適用しよ

うとするもので、あわせて、この条例の適用日前、または適用日後に、支給すべき事由が生じた、年金たる補償、休業補償に応じて、それぞれ経過措置を講じるものとしております。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（田村昌巳） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村昌巳） 以上で質疑を終わります。

これより、本案に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村昌巳） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終わります。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第9号、西多摩衛生組合非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村昌巳） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

日程第11、議案第10号及び日程第12、議案第11号の2件につきましては、関連がございますので、一括して議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村昌巳） ご異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第10号、平成28年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）及び日程第12、議案第11号、平成28年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての2件を、一括して議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（並木 心） それでは、一括議題となりました議案第10号、平成28年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）及び議案第11号、平成28年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての件につきまして、ご説明申し上げます。

まず、議案第10号、補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ4,092万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を20億6,507万4,000円に変更しようとするものであります。

補正の主な内容ですが、歳入予算では、国庫支出金において、循環型社会形成推進交付金、平成28年度内示額に基づく減額措置を行ったほか、前年度決算に基づき、繰越金の確定額を計上しております。

また、組合債では、平成28年度基幹的設備改良工事・事業費の確定に伴い、借入予定額を精査し、減額措置を行ったところであります。

この結果、組合市町の分賦金につきましては、1億473万8,000円を減額いたしまして、13億4,422万7,000円としております。

次に、歳出予算について、性質別の状況によりご説明いたします。

まず、人件費では、実質の職員配置に基づき、不用額を精査しております。

物件費及び維持補修費では、主に環境センターの維持管理運営に係る委託料及び工事請負費を、契約実績に基づき、それぞれ減額し、普通建設事業債では、フレッシュランド西多摩の太陽光発電・蓄電システム設置工事に係る契約差金を精査しております。

公債費では、平成 27 年度借入分の起債償還額が確定したことから、利子計上額を減額する措置を行っております。

次に、議案第 11 号、平成 28 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更について、ご説明申し上げます。

本案につきましては、ただいまご説明申し上げました補正予算（第 1 号）に基づき、組合市町分賦金の総額を 13 億 4,422 万 7,000 円に変更するとともに、負担割合に基づき、構成市町ごとに定めようとするものであります。

なお、議案第 10 号及び第 11 号の詳細につきましては、事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（田村昌巳） 松澤財務担当主幹。

○財務担当主幹（松澤昭治） それでは、議案第 10 号、平成 28 年度西多摩衛生組合補正予算（第 1 号）及び議案第 11 号、平成 28 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての詳細につきまして、ご説明申し上げます。

初めに、議案第 10 号、平成 28 年度西多摩衛生組合補正予算（第 1 号）につきまして、ご説明を申し上げます。

恐れ入ります。補正予算書の 1 ページをお開き願います。

まず、総則でございます。第 1 条第 1 項は、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ 4,092 万 6,000 円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を 20 億 6,507 万 4,000 円と定めようとするものでございます。

第 2 項は、補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によると定めようとするものでございます。

第 2 条は、債務負担行為の追加は、第 2 表債務負担行為補正によると定めようとするものでございます。

第 3 条は、補正後の地方債の金額は、第 3 表地方債補正によると定めようとするものでございます。

恐れ入ります。2 ページをお開き願います。

第 1 表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございますが、第 1 款分賦金は 1 億 473 万 8,000 円減額いたしまして、13 億 4,422 万 7,000 円と定めようとするものでございます。

第 3 款国庫支出金は 1,376 万 9,000 円減額いたしまして、9,146 万 2,000 円と定めようとするものでございます。

第 5 款繰越金は 9,598 万 1,000 円増額いたしまして、1 億 598 万 1,000 円と定めようとするものでございます。

第 7 款組合債は、1,840 万円減額いたしまして、3 億 4,510 万円と定めようとするものでございます。

以上、歳入合計は 4,092 万 6,000 円減額いたしまして、20 億 6,507 万 4,000 円と定めようとするものでございます。

次に、歳出でございますが、第2款事務所費は、127万5,000円減額いたしまして、1億8,142万3,000円と定めようとするものでございます。

第3款じん芥処理費は3,619万2,000円減額いたしまして、15億4,439万4,000円と定めようとするものでございます。

第4款余熱利用施設事業費は292万7,000円減額いたしまして、2億1,735万7,000円と定めようとするものでございます。

第5款公債費は、53万2,000円減額いたしまして、1億1,712万3,000円と定めようとするものでございます。

以上、歳出合計は、4,092万6,000円を減額いたしまして、20億6,507万4,000円と定めようとするものでございます。

次に、3ページをご覧ください。

第2表債務負担行為補正でございます。債務負担行為の追加をいたそうとする案件につきましては、ごみ焼却業務委託と余熱利用施設運營業務委託でございまして、単年度ごとに入札を行いますと、業務に支障を生じる委託契約のため、特命随契とさせていただいておりますが、一定の期間が経過したため、入札を行うもので、平成29年度の業務委託が速やかに行われるよう準備期間を設け、28年度中の契約締結を可能とするため、債務負担行為を定めようとするものでございます。

次に、第3表地方債補正でございます。基幹的設備改良工事に関します起債の限度額を1,840万円減額いたしまして、3億4,510万円と定めようとするものでございます。

恐れ入ります。6、7ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明をさせていただきます。

7ページをご覧ください。

第1款分賦金は1億473万8,000円減額いたしまして、13億4,422万7,000円でございますが、詳細につきましては、後ほどご説明いたしますので、ここでは省略をさせていただきます。

第3款国庫支出金は、1,376万9,000円減額いたしまして、9,146万2,000円でございます。これは、基幹的設備改良工事の事業費が確定したことに伴う1,477万9,000円の減額と、放射性物質汚染対策特措法による、廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金の申請額の確定による101万円の増額との相殺でございます。

第5款繰越金は9,598万1,000円増額いたしまして、1億598万1,000円でございます。これは、平成27年度からの繰越金でございます。

8ページをお開き願います。

第7款1項組合債は、1,840万円減額いたしまして、3億4,510万円でございます。これは、国庫支出金でご説明いたしました、循環型社会形成推進交付金と同様、基幹的設備改良工事の契約金額が確定したことに伴い、借入額が減少したことによるものでございます。

以上、補正額合計4,092万6,000円を減額いたしまして、歳入の合計額は20億6,507万4,000円でございます。

次に、9ページからは歳出となりますが、人件費につきましては、各款の予算にわたりますことから、初めに、各款に関係いたします人件費につきまして、まとめてご説明をさせていただきます。

恐れ入ります。14、15ページをお開きいただき、給与費明細書をご覧くださいと存じます。

今回の人件費の補正につきましては、主に人員配置の異動に伴い、実際の人員配置に整合するよう、

各款の給与費及び共済費を精査したものでございます。

(1) 総括の上段の表に記載のとおり、補正後の一般職の職員数は、年度途中の普通退職により、補正前と比較し、1名減の27名となっております。

この職員数の減員や、派遣職員の異動が主な要因となり、当初予算対比で、給料は513万5,000円減の1億1,403万1,000円、職員手当は394万7,000円減の1億464万5,000円、共済費は、負担率変更と相まって366万円減の3,798万円で、一般職職員の人件費予算の総額といたしましては、1,274万2,000円を減額いたしまして、2億5,665万6,000円としております。

以上が人件費関係の説明でございます。

それでは、9ページにお戻りをいただきまして、歳出のご説明をいたします。

第2款事務所費は、1目一般管理費で127万5,000円減額いたしまして、1億8,142万3,000円でございます。内容といたしましては、先ほどご説明いたしました人件費に係る83万4,000円の減額と、第13節委託料における契約差金等の44万1,000円の相殺でございます。

恐れ入ります。10、11ページをお開き願います。

第3款じん芥処理費は3,619万2,000円減額いたしまして、15億4,439万4,000円でございます。主な内容といたしましては、先ほどご説明いたしました人件費に係る1,190万8,000円の減額、第13節委託料667万8,000円の減額は、契約差金によるものでございます。

第15節工事請負費1,748万5,000円の減額は、施設維持整備工事における増額分1,525万円と、基幹的設備改良工事における減額分3,273万5,000円の相殺によるものでございます。

恐れ入ります。12、13ページをお開き願います。

第4款余熱利用施設事業費は292万7,000円減額いたしまして、2億1,735万7,000円でございます。内容といたしましては、第11節需用費の光熱水費におきまして、電気料の見直しにより165万円の減額、第14節使用料及び賃借料における40万1,000円の減額、第15節工事請負費における87万6,000円の減額は、契約差金でございます。

第5款公債費、1項2目利子におきまして、53万2,000円減額いたしまして、755万3,000円でございます。これは、基幹的設備改良工事費の起債償還額が確定したことと、貸付利率の減少により、第23節償還金、利子及び割引料におきまして53万2,000円の減額でございます。

以上、補正額合計4,092万6,000円を減額いたしまして、歳出の合計額は20億6,507万4,000円でございます。

次の14、15ページは、先ほどご説明いたしました関係資料の給与費明細書でございます。

次に、16ページをご覧ください。

債務負担行為の各年度ごとの支出額及び支出予定額等に関する調書でございまして、平成27年度に設定いたしました、基幹的設備改良工事（排ガス処理設備改良工事）につきましては、事業費が確定いたしましたので、支出予定額及び財源内訳を変更しております。

また、この今回の補正第1号において追加いたしました、ごみ焼却業務委託1億4,031万9,000円、及び余熱利用施設運営業務委託6,588万円につきましては、平成29年度における支出予定額でございます。

下段の表は、地方債の各年度ごとの現在高、または現在高の見込みに関する調書でございまして、この表の一番右下が、平成28年度末の見込み額12億8,813万2,000円でございます。

以上で、議案第10号、平成28年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 11 号、平成 28 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更につきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案第 11 号、附属資料をご覧願います。

平成 28 年度補正予算の分賦金算出根拠となります組合市町の人口とごみ搬入量につきまして、ご説明を申し上げます。

基礎数値といたしまして、表 2 人口割合比較で、組合市町の人口は、平成 28 年 10 月 1 日現在の人口を採用し、全体で 842 人減少し、28 万 4,920 人で確定をさせていただきました。

組合市町別では、青梅市は 596 人減少で 13 万 6,244 人、負担割合は 47.82%、福生市は、73 人の増加で 5 万 8,642 人、20.58%、羽村市は 225 人の減少で 5 万 6,253 人、19.74%、瑞穂町は 94 人の減少で 3 万 3,781 人、11.86%となっております。

次に表 3、ごみ搬入割合比較でございますが、組合市町別では、青梅市は増減なしの 2 万 9,600 トンで、負担割合は 47.06%。福生市は 200 トン増の 1 万 2,000 トンで、19.08%。羽村市は 300 トン増の 1 万 2,300 トンで、19.55%。瑞穂町は 300 トン増の 9,000 トンで、14.31%。合計で 800 トン増の 6 万 2,900 トンを見込んでおります。

このような状況を踏まえまして、表 1 分賦金比較につきまして、ご説明申し上げます。

組合市町の分賦金につきましては、人口割合、ごみ搬入割合の基礎数値の変化と各予算項目の補正に基づき積算をしております。この積算結果から、平成 27 年度繰越金を差し引いたものが、28 年度補正後の分賦金でございます。

組合市町別では、青梅市は 5,845 万 1,000 円減額となりまして、6 億 1,964 万 6,000 円、福生市は 1,701 万 9,000 円減額となりまして、2 億 7,040 万 6,000 円、羽村市は 1,854 万 4,000 円減額となりまして、2 億 6,138 万 4,000 円、瑞穂町は 1,072 万 4,000 円減額となりまして、1 億 9,279 万 1,000 円となります。

分賦金の補正額合計 1 億 473 万 8,000 円を減額いたしまして、分賦金は 13 億 4,422 万 7,000 円でございます。

以上で、議案第 10 号、平成 28 年度西多摩衛生組合補正予算（第 1 号）と、議案第 11 号、平成 28 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての細部の説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議 長（田村昌巳） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。9 番鈴木拓也議員。

○9 番（鈴木拓也） 補正予算書の 11 ページなのですが、施設維持整備工事費の増額ですね、これはなぜかという点、1 点だけお尋ねします。

○議 長（田村昌巳） 中島維持運転課長。

○維持運転課長（中島 勲） 施設維持整備工事の増額について、ご説明をさせていただきます。

今回のこの増額なのですが、組合内の排ガス対策用の機材で、活性炭の供給装置というものがございまして、こちらを新規の計上を起させていただいたということでございまして、理由といたしましては、この活性炭供給装置、平成 10 年、こちらの施設が運転開始より使用しておりまして、老朽化は進んでおるところでございます。昨今では、活性炭供給、排ガス中に活性炭を吹き込んでおるのですが、これに支障を来す不具合事例が起こっております。具体的には、ホースの中に活性炭が詰まってしまうというような事例でございます。これを防止するために、日常点検の 2 時間置きぐらいにホースの

中身を職員が見回りながらの運転を行いました。また、並行しまして排ガスデータ、これに影響が出ないよう、常に、その辺は監視をしながら運転をしておりました。しかし、そのような状況下におきましても、装置の機械的な部分、あるいはインバーターという電氣的な部分、いずれにも老朽化に伴う故障が発生をしまして、非常に活性炭の供給が滞ってしまうところがありました。

この活性炭供給装置につきましては、長期工事計画ですと、平成 29 年度に改良工事を予定しておりましたが、如何せんそのような状況でございましたので、1 年間前倒しをさせていただいて、28 年度に、非常に重要な公害設備であるということで、改良工事を行わせていただきたいということで、補正予算（第 1 号）に新規の工事として、計上をさせていただいたということでの増額ということになっております。

以上でございます。

○議 長（田村昌巳） 9 番鈴木拓也議員。

○9 番（鈴木拓也） はい、わかりました。

○議 長（田村昌巳） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（田村昌巳） ほかになければ、以上で質疑を終わります。

これより、本案に対する討論を行います。

初めに、議案第 10 号、平成 28 年度西多摩衛生組合補正予算（第 1 号）の件に対する討論に入りますが、通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（田村昌巳） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

次に、議案第 11 号、平成 28 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての件に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（田村昌巳） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

ただいま、一括議題といたしました議案のうち、議案第 10 号、平成 28 年度西多摩衛生組合補正予算（第 1 号）の件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（田村昌巳） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 11 号、平成 28 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての件を、お諮りいたします。

本案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（田村昌巳） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 13、議案第 12 号、東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更についての件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（並木 心） 議案第 12 号、東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更についての件につきまして、ご説明申し上げます。

本件は、西東京市、柳泉園組合、及び多摩六都科学館組合の 3 団体より、当該 1 市 2 組合で共同設置していた公平委員会を廃止し、平成 29 年 4 月 1 日から東京都市町村公平委員会に加入したい旨の依頼があったことに伴い、市町村公平委員会共同設置規約を変更する必要があることから、地方自治法の規定に基づき、議決依頼があったものであります。

改正の内容につきましては、お手元に配布しております議案第 12 号、及び新旧対照表に記載のとおり、公平委員会を共同設置する地方公共団体を規定しております別表に、新たに西東京市、柳泉園組合、及び多摩六都科学館組合の 3 団体を加えるものであります。

なお、この規約変更は、平成 29 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議 長（田村昌巳） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（田村昌巳） 以上で質疑を終わります。

これより、本案に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（田村昌巳） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております、議案第 12 号、東京都市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び東京都市町村公平委員会共同設置規約の変更についての件は、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（田村昌巳） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決をいたしました。

以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、平成 28 年第 2 回西多摩衛生組合議会定例会を閉会といたします。

すぐに議員全員協議会を始めさせていただきたいと思っておりますので、引き続き、全員協議会を行います。

午後 4 時 46 分 閉会